

創り出そう 一人ひとりが

“^まち^ちに住みつづけたいぬくもりの大垣”

大垣市第三次地域福祉計画

平成26年度～平成30年度

スイト生き活きプラン
21



平成26年3月

大垣市

はじめに



本市では、平成 16 年に「大垣市地域福祉計画」を、平成 21 年には「大垣市第二次地域福祉計画」を策定し、だれもが住み慣れた身近な地域で健やかに暮らすことができる社会の実現をめざし、さまざまな施策を展開してまいりました。今回、これまでの取組や新たな課題等を踏まえ、平成 26 年度から 30 年度までを計画期間とする「大垣市第三次地域福祉計画」を新たに策定しました。

これからの 5 年間は、地域社会を取り巻く状況が更に大きく変化し、支援を必要とする人がますます増えていくことが予想されます。また、災害時における要援護者支援の仕組みづくりなど、地域を取り巻く課題も数多くあります。そのため、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”をいっそう進めていくことが求められています。

今後も、「創り出そう 一人ひとりが“住みつづけたいぬくもりの大垣（まち）”」を基本目標として、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

本計画の実現に向けては、市民の皆様や関係機関・団体の皆様、福祉サービス事業者の皆様と行政が協働していくことが必要です。引き続き、御支援、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりましては、大垣市地域福祉計画策定・評価委員の皆様が熱心に御議論いただくとともに、地区社会福祉推進協議会との懇談会、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて市民の皆様をはじめ、関係者の皆様から多くの貴重な御意見・御提案をいただきましたことに深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

大垣市長 小川 敏

～ 創り出そう 一人ひとりが“住みつづきたい ぬくもりの ^ま ^ち 大垣” ～

大垣市第三次地域福祉計画

(平成 26 年度～平成 30 年度)

大 垣 市

◆ 目 次 ◆

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	5
4	計画策定の体制	6
5	市民ニーズの把握	8

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状・課題

1	人口等の現状	21
2	地域福祉関連活動・団体等の現状	27
3	関連計画からみた課題・論点	31

第 3 章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	33
2	基本目標	34
3	計画の愛称	34
4	重点目標・推進目標・基本施策	35

第 4 章 施策の展開

	施策体系図	37
	重点目標 1 ▶▶▶ 人と人とがささえ合う、ぬくもりの大垣(まち)づくり	39
	重点目標 2 ▶▶▶ だれもが安心してサービスを利用できる大垣(まち)づくり	48
	重点目標 3 ▶▶▶ だれにもやさしい人と社会の大垣(まち)づくり	56

第 5 章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	67
---	---------	----

資料編

資料 1	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会	69
資料 2	大垣市地域福祉計画推進委員会	72
資料 3	大垣市第三次地域福祉計画の策定経過	75

第1章



計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、かつてあったような家庭や地域における相互扶助機能が低下しています。

こうしたなか、地域住民による共助・互助と行政による公助が有機的に連携し、地域に根差した地域福祉活動が展開されるよう、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画の策定が求められています。

そこで、本市では、平成16年3月に大垣市地域福祉計画（以下「第一次計画」という。）を、また、平成21年3月には、第一次計画を見直し、大垣市第二次地域福祉計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、だれもが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現をめざして、地域住民のほか、大垣市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）など関係機関と連携を図りながら、さまざまな施策を展開してまいりました。

しかしながら、第二次計画の策定以後、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加、若年層の雇用情勢の悪化など、社会経済環境が大きく変化するなかで、自殺者の増加、配偶者暴力、高齢者・障がい者・児童への虐待、貧困の連鎖など、新たな課題が生じてまいりました。また、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人も増加しています。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。

こうしたなか、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要であり、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”が求められています。

そこで、第二次計画策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5か年計画として、大垣市第三次地域福祉計画を策定することとなりました。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、第三次地域福祉計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の3項目を一体的に定めることが求められています。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なお、平成19年8月には、地域福祉計画に盛り込む事項として、次の3点が追加されました。

- ①要援護者の把握に関する事項（要援護者の把握方法）
- ②要援護者情報の共有に関する事項（関係機関間の情報共有方法、情報の更新）
- ③要援護者の支援に関する事項（日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり）

さらに、平成22年8月には、厚生労働省から地域福祉計画策定済みの市町村に対し、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応にあたり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう通知されています。

(3) 大垣市第五次総合計画との関係

本計画は、大垣市第五次総合計画の個別計画として位置づけられており、本市の将来都市像「水と緑の文化・産業・情報・交流都市」を実現するため、地域福祉を支える人材の育成、福祉サービスの充実、地域福祉施設の充実など、「健やかでぬくもりのあるまちづくり」施策を推進します。

(4) 分野別計画・関連計画との関係

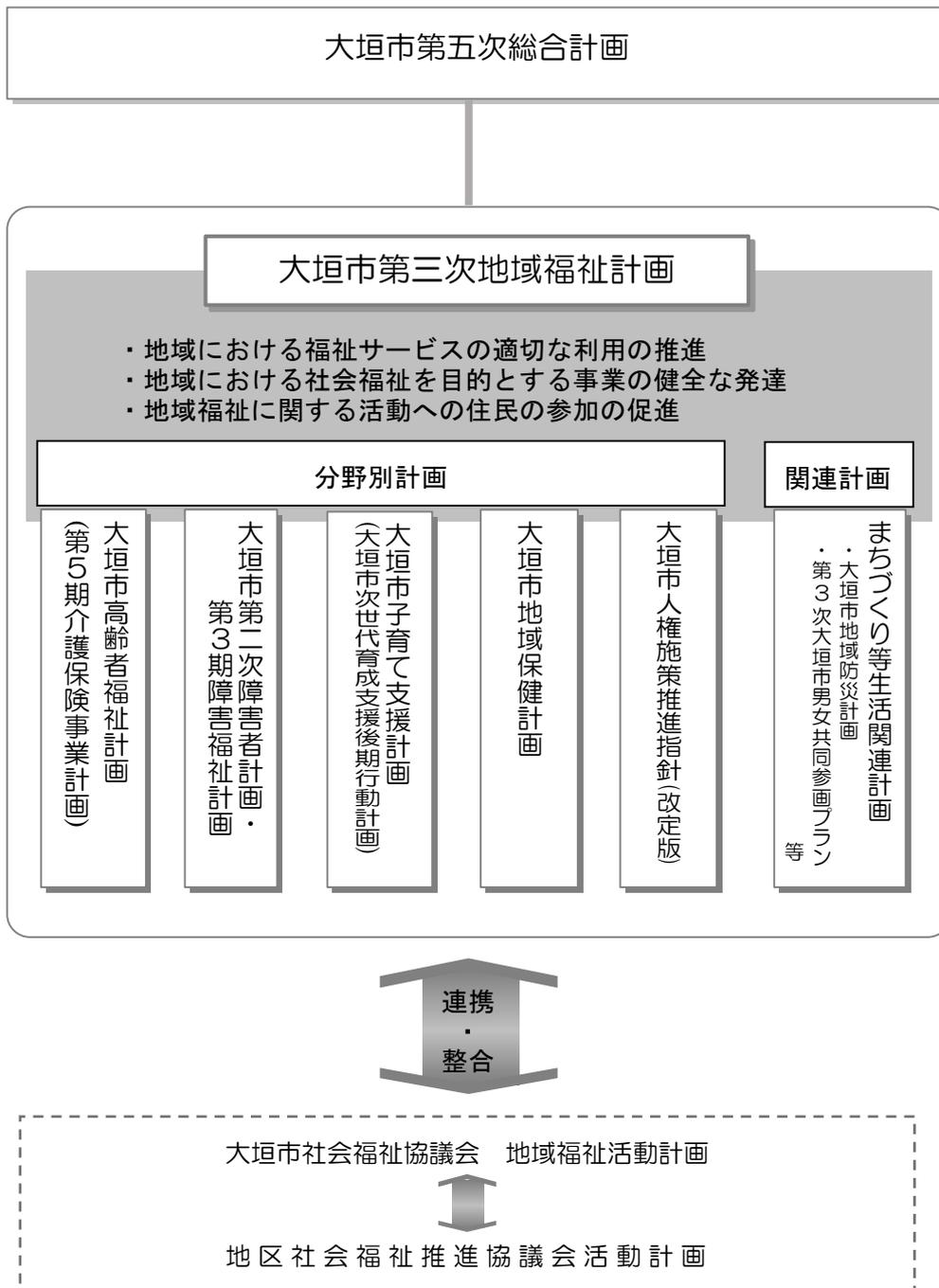
本計画は、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画とします。また、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

(5) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定し、地域住民、福祉団体、ボランティア団体等と連携しながら、総合的かつ計画的に住民主体の地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と地域福祉活動計画とは「地域福祉の両輪」として、相互に連携を図りながら策定を推進します。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

本計画と分野別計画・関連計画の計画期間

計 画 名	H26	H27	H28	H29	H30
大垣市第五次総合計画 (後期基本計画)	平成25～29年度				→
大垣市第三次地域福祉計画	平成26～30年度				
大垣市高齢者福祉計画 (第5期介護保険事業計画)	平成24～ 26年度	→			
大垣市第二次障害者計画	平成24～28年度			→	
大垣市第3期障害福祉計画	平成24～ 26年度	→			
大垣市子育て支援計画 (大垣市次世代育成支援後期行動計画)	平成22～ 26年度	→			
大垣市地域保健計画	平成23～27年度		→		
大垣市人権施策推進指針(改定版)	平成20～29年度				→

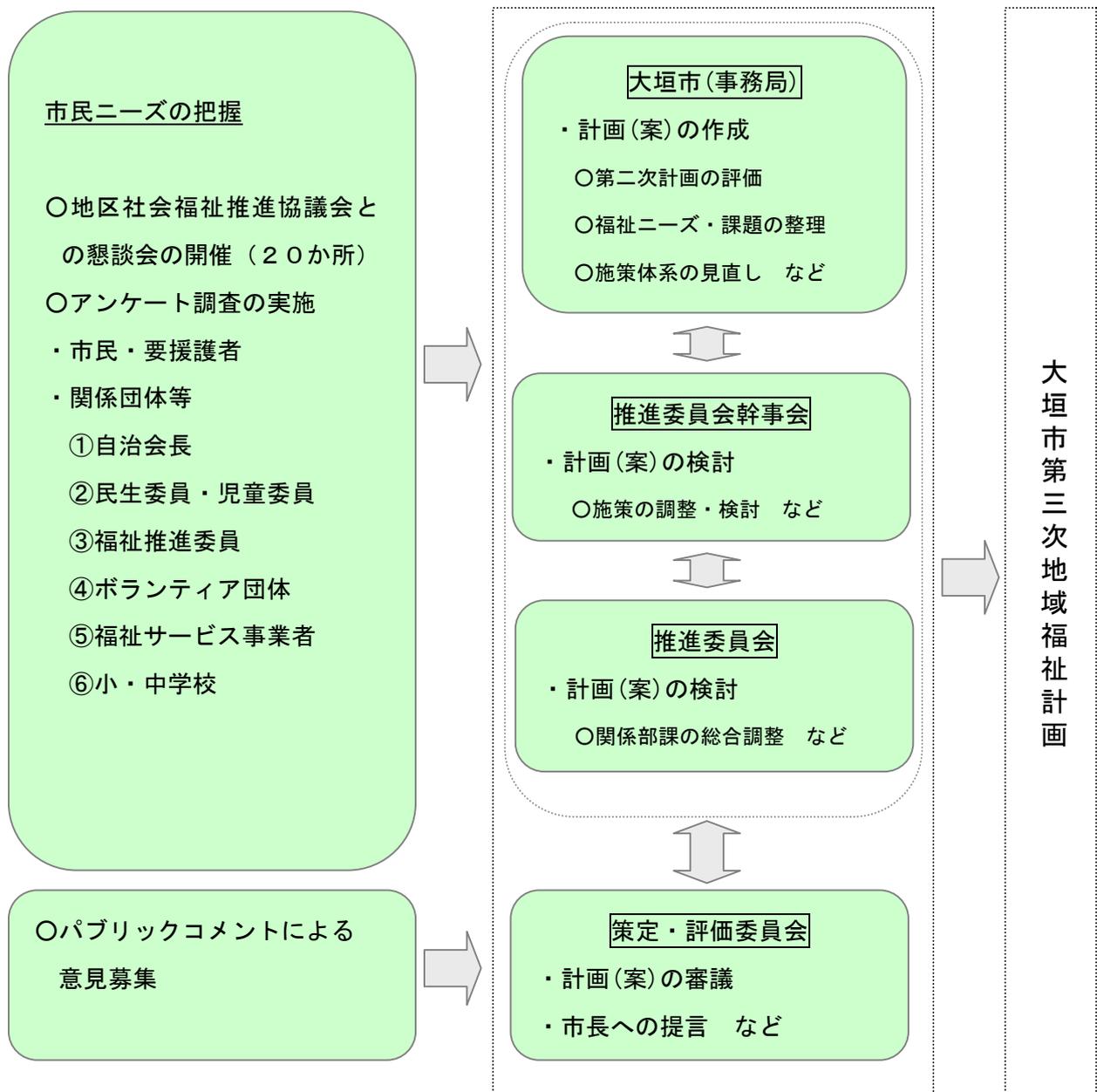
4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市内20か所で地区社会福祉推進協議会との懇談会を開催するとともに、アンケート調査を通じて広く市民の意見を伺いました。

また、本計画を策定するには、市の全庁的な取り組みが必要であることから、庁内に「大垣市地域福祉計画推進委員会」及び「大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会」を設置し、計画案を検討しました。

さらに、検討した計画案を、学識経験のある者、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者、公募市民など24名の委員による「大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」において審議し、その成案を市長に提言しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・計画策定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・





《大垣市地域福祉計画策定・評価委員会》

水の都・おおがき **大垣市** [サイトマップ](#) [お問い合わせ](#) [携帯サイト](#) [English](#) [中文](#) [Português](#) [한국](#)

▶ 閲覧支援サービス ▶ 文字サイズ 小 **中** 大 [サイト内検索](#)

[ホーム](#) [市政](#) [暮らし](#) [観光・イベント](#) [防災・防犯](#) [事業者向け](#)

[ホーム](#) >

▶ **大垣市第三次地域福祉計画(素案)に対する意見募集のお知らせ** [2013年12月18日]

趣旨

地域福祉計画は、住民の意見を反映しながら、今後の地域福祉を総合的に推進するための社会福祉法に基づく計画です。

本市では、平成16年3月に第一次計画を策定し、現在は、第二次計画(平成21～25年度)に基づき、誰もが住み慣れた身近な地域で、健やかに暮らすことができる社会の実現をめざし、様々な施策を展開しています。

こうしたなか、第二次計画が平成25年度で終了することから、新たな課題等を踏まえた第三次計画(素案)を取りまとめました。

つきましては、多くの市民の皆さんのご意見をいただき、より良い計画づくりの参考とさせていただきますため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

政策等の名称

大垣市第三次地域福祉計画(素案)

政策等の内容

計画(素案)の概要のダウンロード

[ダウンロード](#)

《パブリックコメント(市ホームページ)》

5 市民ニーズの把握

(1) 地区社会福祉推進協議会との懇談会の開催

平成24年6月から平成25年3月にかけて、市内20か所で地区社会福祉推進協議会との懇談会を開催しました。自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進委員など幅広い分野にわたり、1,215人が参加して活発な意見が交わされました。

① 懇談会の開催状況

地区	日程	会場	参加人数
興文	平成25年1月31日	興文地区センター	78
東	平成24年11月29日	東地区センター	62
西	平成24年12月8日	西地区センター	102
南	平成25年2月23日	南地区センター	70
北	平成24年10月31日	北地区センター	92
日新	平成24年7月22日	日新地区センター	57
安井	平成25年2月13日	安井地区センター	58
宇留生	平成25年1月24日	宇留生地区センター	76
静里	平成25年3月16日	西部研修センター	42
綾里	平成25年2月10日	綾里地区センター	48
江東	平成25年2月20日	江東地区センター	69
川並	平成25年3月25日	川並地区センター	22
中川	平成24年10月19日	中川ふれあいセンター	111
和合	平成24年6月30日	和合地区センター	49
三城	平成25年2月8日	三城地区センター	16
荒崎	平成25年2月24日	荒崎地区センター	30
赤坂	平成25年2月7日	赤坂地区センター	73
青墓	平成25年2月16日	青墓地区センター	67
上石津	平成24年12月2日	上石津農村環境改善センター	38
墨俣	平成25年3月7日	さくら会館分館(墨俣地域事務所内)	55
合計			1,215

② 懇談会の実施方法

懇談会は、「まちづくりの4つの窓」と題し、「私たちの地区のいいところ」「身近な地域で困っていること」「こんな地区であつたらいいな」「私たちにできること」について、グループワーク形式でKJ法の手法を用いながら、地域の課題や今後の方策についての意見集約を行いました。



《地区社会福祉推進協議会との懇談会》



(2) 懇談会において出された意見（テーマ別）

カテゴリー	①私たちの地区のいいところ	②身近な地域で困っていること	③こんな地区であつたらいいな	④私たちにできること
近所づきあい・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつを交わす人が多い ・住民同士のコミュニケーションがよい ・お互いに仲がよく、あいさつができる ・近所の輪ができています ・近所の人とのつながりが深い ・隣近所で助け合っている ・地域住民の人柄がよい、優しい ・まとまりがある ・自治会ごとに集会所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所との交流が少ない ・近隣住民との関わりがない ・集合住宅のため、住民同士のコミュニケーションがとりにくい ・障がいのある人との交流が難しい ・人と人との交流（ふれあい）がない ・若い人と交流する機会がない ・新しく転入してきた住民を受け入れない地域がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともに生きるあたたかい地区 ・生き生きと暮らすことができる地区 ・人と人とのつながりがある地区 ・住民同士がお互いに声をかけ合える地区 ・隣近所で助け合うことができる地区 ・困ったときに話し合える地区 ・若い人も高齢者も、ともに交流できる地区 ・「ありがとう」「うれしい」の声がたくさん聞こえる地区 ・困っている人にやさしい手を差し伸べることができる地区 ・明るい声や笑い声が飛び交う地区 ・アパート住民との交流が多い地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のふれあいを大切にする ・あいさつや声かけを行う ・お互いにあいさつするよう心がける ・隣近所で助け合う ・まちで出会ったら声をかける ・散歩やウォーキングのときに声をかける ・若い人が集う場づくりを推進する ・声をかけ合い、地域住民同士の交流を深める
自治会・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会がしっかりしている ・老人会がしっかりしている ・地域行事に参加、協力する人が多い ・地域行事が活発に行われている ・いろいろな行事を工夫して行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動に参加・協力しない世帯がある ・自治会に加入しない世帯が多い ・地域行事に参加する人が少ない ・地域行事に参加する人が限られている ・アパートが多い（増えている） ・役員の高齢化により、自治会の運営が難しい ・自治会役員のなり手が少ない ・民生委員・児童委員のなり手が少ない ・老人会に加入する人が減っている ・若い世代の参加が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会活動が活発な地区 ・自治会活動が活発な地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に積極的に参加する ・自治会活動に積極的に参加するよう、地域住民に呼びかける ・ボランティア活動の重要性を周知する ・ボランティア活動に積極的に参加する ・積極的に自治会活動に参加できるよう工夫する ・若い人たちによるサークルをつくる ・地域情報を積極的に発信する
いきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民がいきいきサロンの運営に積極的に取り組んでいる ・いきいきサロンで集まるのが楽しい ・いきいきサロンに参加する高齢者が多い ・三世代交流のいきいきサロンが開催されている ・いきいきサロンの内容が充実している 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンに参加する高齢者が少ない ・いきいきサロンに参加する人が固定している 		<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンへの参加を呼びかける ・参加しやすい「いきいきサロン」になるよう、開催方法などを工夫する
見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを地域で見守っている ・高齢者を地域で見守っている ・支援を必要とする人を地域で見守っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする人が多い ・要援護者と顔を合わせることが少ない ・見守りを希望しないひとり暮らし高齢者がいる ・地域住民同士の協力体制ができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いに隣近所を見守ることができる地区 ・ひきこもりの高齢者を見守ってあげる地区 ・孤独死ゼロの地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん見守りネットワークを推進する ・見守り活動を強化する

カテゴリー	①私たちの地区のいいところ	②身近な地域で困っていること	③こんな地区であつたらいいな	④私たちにできること
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員が狭い抜け道があり、交通量が多い ・細い道が多く、人通りが少ない（夜は怖くて歩きにくい） ・中学生の下校時が危険 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安全に通学できる地区 ・子どもたちが安全に遊べる地区 ・高齢者が安心して暮らせる地区 ・障がい者が安心して暮らせる地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の見守り活動を継続する
災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自力で避難することが難しい人が多い ・災害に対する備えができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えができていない地区 ・災害時に、ひとり残らず避難ができる地区 ・災害時に役立つ防災活動ができる地区 ・ひとり暮らし高齢者や障がい者を対象とした防災訓練、避難訓練を行う地区 ・災害時に、声をかけ合い、助け合える地区 ・災害に強い地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えて、地域のつながりを深める ・災害時の役割分担をあらかじめ決めておく ・災害時に助けを求める方法を決めておく ・避難場所を確認する ・防災訓練を実施する
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・まちがきれい（汚れていない） ・生活が便利（買い物、病院、学校など） ・静かで住みやすい ・自然に恵まれている（田畑、川など） ・生活環境がよく、住みやすい ・コンビニやスーパーマーケットが近い ・学校が近い ・病院が近い ・近くに商店街がある ・バス停が近い 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物、病院へ行く際の交通手段がない ・交通手段がなく、買い物が不便 ・交通の便が悪い ・自動車がないと生活が成り立たない ・スーパーマーケットが近くにない ・犬や猫のフンが多い、野良猫が多い ・ペットの飼い主のモラルが悪い ・ごみのポイ捨てが多い ・ごみの分別ができていない ・空き地に自転車が放置されている ・ごみステーションが整理されていない ・地域が大きな道路で分断されている ・空き地が増えている ・サルによる被害がある（子どもの登下校時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗が多く、活気のあるまち ・コミュニティバス（福祉バス）が走るまち ・通院や買い物をするための交通手段があるまち ・子どもが遊べる公園があるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化活動（清掃活動）を行う
個人情報の把握・共有		<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の情報が共有されていない ・アパートの住民の情報が把握できない ・自治会未加入者の情報が把握できない 		<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の情報を地域で共有する
少子化(子ども)		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若い人が少ない ・結婚適齢期を過ぎた独身男性が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生き生きと楽しく暮らせる地区 ・子どもが元気に外で遊べる地区 ・子どもが多い地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対し、声かけをする ・子どもに対して、モラルや常識、思いやりの心を教える
高齢化(高齢者)		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い ・高齢化が進み、活力が低下している 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が生き生きと楽しく暮らせる地区 ・高齢者がいつも笑顔でいられる地区 ・高齢者が楽しく集う場所がある地区 ・高齢者が寂しさを感じない地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対し、声かけをする ・高齢者の生きがいづくりを推進する
家族構成	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が一緒に住んでいる家庭が多く、ひとり暮らしの世帯が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者が多い（年々増えている） ・高齢者のみの世帯が多い 		

(3) アンケート調査の実施

地域福祉の推進に対する意識や地域活動の状況等を把握するため、市民や関係団体などを対象にアンケート調査を実施しました。

<対象:18歳以上の市民>

実施時期

平成24年8月～平成24年9月

回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000通	853通	42.7%

調査内容

- ア 回答者の属性（性別、年齢、職業、居住地区、居住年数、居住形態、家族構成）
- イ 回答者自身の生活について
- ウ 地域社会との関わりについて
- エ 地域活動等について
- オ 要援護者に関する意識について
- カ 災害について
- キ これからの地域福祉のあり方について

<対象:要援護者>

実施時期

平成25年3月

回収状況

配布数	回収数	回収率
1,000通	674通	67.4%

調査内容

- ア 毎日の暮らしのなかで不安に感じていること
- イ 近所づきあいの程度
- ウ 近所の人に援助してほしいこと
- エ 災害時の避難方法
- オ 大垣市のまちづくりに関すること

<対象:自治会長>

実施時期

平成24年12月

回収状況

配布数	回収数	回収率
493通	427通	86.6%

主な調査内容

- ア 地域住民の自治会活動への参加状況
- イ 地域の要援護者の把握状況
- ウ あんしん見守りネットワーク活動の実施状況
- エ 民生委員・児童委員、福祉推進委員との連携状況
- オ 活動上の問題点
- カ 地域住民のささえ合い、助け合い意識
- キ 災害時要援護者への支援

<対象:民生委員・児童委員>

実施時期

平成24年12月～平成25年1月

回収状況

配布数	回収数	回収率
353通	317通	89.8%

主な調査内容

- ア 地域住民から寄せられる相談内容
- イ 地域の要援護者の把握状況
- ウ 自治会長、福祉推進委員との連携状況
- エ 活動上の問題点
- オ 今後取り組むべき課題
- カ 地域住民のささえ合い、助け合い意識
- キ 災害時要援護者への支援

<対象:福祉推進委員>

実施時期

平成25年1月～平成25年2月

回収状況

配布数	回収数	回収率
40通	21通	52.5%

主な調査内容

- ア 積極的に取り組んでいる活動
- イ 活動上の問題点
- ウ 活動を活性化するために必要な取り組み
- エ 災害時要援護者への支援

<対象:ボランティア団体>

実施時期

平成25年3月

回収状況

配布数	回収数	回収率
60通	27通	45.0%

主な調査内容

- ア 他団体との交流状況
- イ 活動内容等の情報発信の方法
- ウ 活動内容等の周知方法
- エ 福祉教育・ボランティア体験などの学習活動への協力状況
- オ 災害時におけるボランティア活動

<対象:福祉サービス事業者>

実施時期

平成25年2月～平成25年3月

回収状況

配布数	回収数	回収率
198 通	151 通	76.3%

主な調査内容

- ア 福祉サービス利用者への情報提供
- イ 苦情解決体制の整備状況
- ウ 福祉サービス第三者評価の実施状況
- エ 地域との交流

<対象:小・中学校>

実施時期

平成25年3月

回収状況

配布数	回収数	回収率
32 通	32 通	100.0%

主な調査内容

- ア 福祉教育の実施状況
- イ 福祉教育副読本の活用(中学校のみ)



(4) アンケート調査の結果

アンケート調査の結果、本計画の策定にあたり特に留意すべき意見が次のとおりありました。

【まちづくりの方向性】

「これからの大垣市がどのような地域[まち]であってほしいと思うか」について尋ねたところ、市民アンケート(複数回答可)では、“子どもたちが安全に通学できる地域”が56.0%、“災害に対する備えができていない地域”が55.9%、“隣近所で助け合うことができる地域”が55.7%、要援護者アンケートでは、“隣近所で助け合うことができるまち”が29.8%、“要援護者に対して手厚い支援を行うまち”が18.2%、“災害に対する備えができていないまち”が16.0%でした。

市民アンケートで、「今後もより良い地域福祉を推進するためには、どのようなことが必要だと思うか」について尋ねた(複数回答可)ところ、“幅広い世代の方に地域活動への参加を呼びかけること”が36.2%、“地域活動の内容を地域住民へ周知すること”が35.6%、“災害時における役割分担を決めておくこと”が31.2%でした。

【まちづくりの課題】

自治会長と民生委員・児童委員に、「活動上で困っていること」について尋ねた(複数回答可)ところ、自治会長は、“若い世代の参加が少ないこと”が42.2%、“近所同士の関係の希薄化”が34.9%、“業務量の多さ”が24.1%、民生委員・児童委員は、“自治会未加入者の居住実態の把握”が34.4%、“近所同士の関係の希薄化”が33.8%、“単独で解決できない問題の多さ”が29.7%でした。

自治会長に、「地域住民の自治会活動への参加状況」について尋ねたところ、“ほとんどの世帯が参加している”が58.5%、“半分以上の世帯が参加している”が26.0%、“参加しない世帯の方が多い”が13.6%でした。

市民アンケートで、「自治会への加入状況」について尋ねたところ、“加入していない”が10.1%あり、その理由を尋ねた(複数回答可)ところ、“参加する時間がないから”が32.6%、“必要がないから”が25.6%でした。

「近所づきあいの程度」について尋ねたところ、“近所づきあいはしていない”との回答が、市民アンケートでは3.9%、要援護者アンケートでは6.5%でした。

【地域でのささえ合い】

自治会長と民生委員・児童委員に、「地域でのささえ合い意識」について尋ねたところ、“あまりない”との回答が、自治会長は11.0%、民生委員・児童委員は13.9%でした。

要援護者アンケートで、「近所の人に援助してほしいこと」を尋ねた(複数回答可)ところ、“日頃の声かけや見守り”が37.4%、“話し相手”が19.7%でした。

市民アンケートで、「自らが考える要援護者への支援のあり方」について尋ねたところ、“近所に住む者として、できる範囲で支援すべきである”との回答が69.0%でした。

自治会長に、「あんしん見守りネットワーク活動の主体」を尋ねた(複数回答可)ところ、“対象者の近隣住民”との回答が36.2%でした。なお、あんしん見守りネットワーク活動を実施していないと回答された自治会長は18.7%あり、「活動を実施していない理由」を尋ねた(複数回答可)ところ、“対象者を把握できない”と“支援者の確保が困難”がいずれも12.5%でした。

【地域福祉関係者間の連携】

自治会長と民生委員・児童委員に、「相互の連携状況」について尋ねたところ、“連携していない”との回答が、自治会長は17.1%、民生委員・児童委員は14.5%でした。

自治会長と民生委員・児童委員に、「福祉推進委員との連携状況」について尋ねたところ、“連携していない”との回答が、自治会長は14.8%、民生委員・児童委員は19.9%でした。

福祉推進委員に、「活動上で困っていること」について尋ねた(複数回答可)ところ、“福祉推進委員の活動内容があまり知られていないこと”が57.1%、“福祉推進委員の役割が地域住民に理解されていないこと”が33.3%でした。

【要援護者の把握】

自治会長と民生委員・児童委員に、「地域の要援護者の把握状況」について尋ねたところ、ひとり暮らし高齢者については、自治会長、民生委員・児童委員とも“概ね把握している または ある程度把握している”が93.7%であったのに対し、障がい者(児)がいる世帯を“概ね把握している または ある程度把握している”は、自治会長が83.4%、民生委員・児童委員が60.6%でした。

【災害に対する意識と備え】

「毎日の暮らしのなかで不安に感じていること」を尋ねた(複数回答可)ところ、“災害に関すること”が、市民アンケートでは26.0%、要援護者アンケートでは39.6%でした。

要援護者アンケートで、「災害時の避難方法」を尋ねたところ、“避難方法が分からない”が14.4%でした。

民生委員・児童委員に、「今後積極的に取り組む必要があると思うこと」について尋ねた(複数回答可)ところ、“災害発生時の支援に関すること”が49.8%でした。

市民アンケートで、「災害時要援護者台帳登録制度の内容を知っているか」について尋ねたところ、「知っている」が7.2%でした。

「災害時要援護者台帳リストを活用した要援護者の避難支援のための取り組み」について尋ねたところ、“特に実施していない”との回答が、自治会長は27.6%、民生委員・児童委員は25.9%でした。

市民アンケートで、「災害時に要援護者をその家族以外で避難場所まで誘導する人は、だれがよいと思うか」について尋ねたところ、“隣近所の住民”が64.0%でした。

【第二次計画に基づく施策に対する重要度・満足度(市民アンケート調査から)】

重要度・満足度	施策名
重要度、満足度がともに高い	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等による見守り活動 ・公共施設のバリアフリー ・福祉に関する相談窓口の充実(地域包括支援センターなど)
重要度が高いが、満足度が低い	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における災害に備えた体制の整備 ・地域における防犯活動の推進 ・地域で困っている人を発見、把握する体制づくり
重要度が低いが、満足度が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動を行う場の提供 ・福祉教育・福祉体験の推進 ・路線バスのバリアフリー(ノンステップバスの導入促進)
重要度、満足度がともに低い	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・NPOが活躍できる環境づくり ・要援護者情報の共有 ・ボランティア人材の発掘と育成



第2章



地域福祉を取り巻く現状・課題



1 人口等の現状

(1) 人口及び世帯数の状況

平成25年9月末で、本市の総人口は163,107人、世帯数は63,240世帯であり、1世帯当たり人員は2.6人となっています。

国勢調査結果による総人口に占める年少人口(14歳以下の人口)及び老年人口(65歳以上の人口)の割合の推移をみると、年少人口の割合は、平成22年は14.2%であり、大垣市第五次総合計画における想定では、平成29年には13.2%にまで低下することが見込まれています。一方、老年人口の割合は、平成22年は22.8%であり、平成29年には25.9%にまで上昇することが見込まれていることから、今後より一層の少子高齢化の進展が予測されます。

また、平成22年の世帯数は、58,536世帯であり、平成2年からの20年間で、9,221世帯増加している一方で、1世帯当たり人員の推移をみると、核家族化と少子化に伴い、減少傾向となっています。

人口及び世帯数の推移

(単位：人、世帯、%)

		平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 29年
総人口		160,483	161,679	161,827	162,070	161,160	162,000
年齢別人口	年少人口<0~14歳> (割合)	29,001 (18.07)	26,315 (16.28)	24,704 (15.27)	23,921 (14.76)	22,844 (14.17)	21,380 (13.20)
	生産年齢人口<15~64歳> (割合)	112,633 (70.18)	111,887 (69.20)	108,852 (67.26)	105,517 (65.11)	100,910 (62.61)	98,730 (60.94)
	老年人口<65歳以上> (割合)	18,808 (11.72)	23,475 (14.52)	28,252 (17.46)	32,512 (20.06)	36,669 (22.75)	41,890 (25.86)
世帯数		49,315	51,696	53,694	56,668	58,536	58,280
1世帯当たり人員		3.25	3.13	3.01	2.86	2.75	2.78

割合の合計が100%にならないことがあります。

平成22年までは国勢調査の実績値、平成29年は大垣市第五次総合計画における目標値です。

平成22年までの年齢別人口は年齢不詳を除きます。

資料：国勢調査・大垣市第五次総合計画

人口の推移を地域別にみると、大垣地域と上石津地域で減少傾向にあり、墨俣地域は横ばいとなっています。特に、上石津地域では、平成21年から平成25年までの4年間で5.2%減少しています。

人口及び世帯数の推移 住民登録(外国人含む)による

(各年3月31日現在、単位：人、世帯)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口		165,420	164,680	164,649	164,306	163,134
世帯数		61,841	61,909	62,606	63,074	62,945
(大垣地域)	総人口	154,277	153,561	153,624	153,408	152,338
	世帯数	58,257	58,322	58,985	59,416	59,266
(上石津地域)	総人口	6,415	6,380	6,302	6,187	6,083
	世帯数	1,976	1,981	2,003	2,010	2,021
(墨俣地域)	総人口	4,728	4,739	4,723	4,711	4,713
	世帯数	1,608	1,606	1,618	1,648	1,658

資料：窓口サービス課

(2) 高齢者の状況

国勢調査結果によると、本市の65歳以上の高齢者がいる世帯は、平成12年では19,479世帯で全世帯の36.3%でしたが、平成22年には24,164世帯、全世帯の41.3%にまで増加しています。同時に、65歳以上の単身世帯や、高齢夫婦世帯も増加しています。

また、高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者の割合)は、年々上昇しており、平成25年は23.8%となっています。高齢者の増加に伴い、何らかの支援を必要とする人が増え続けています。

高齢者世帯数の推移

(単位：上段 世帯、下段 総世帯数に占める割合(%))

		平成12年	平成17年	平成22年
65歳以上の高齢者がいる世帯 注1)		19,479 (36.3)	21,890 (38.6)	24,164 (41.3)
うち	65歳以上の単身世帯	2,812 (5.2)	3,675 (6.5)	4,541 (7.8)
	高齢夫婦世帯 注2)	4,157 (7.7)	5,284 (9.3)	6,103 (10.4)

注1) 平成12・17年は、65歳以上の親族のいる世帯

注2) 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

住民登録(外国人含む)による65歳以上の高齢者人口の推移

(各年3月31日現在、単位：人、%)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
65歳以上の高齢者人口 (高齢化率)	35,958 (21.7)	36,675 (22.3)	36,827 (22.4)	37,509 (22.8)	38,830 (23.8)

資料：窓口サービス課

ひとり暮らし高齢者台帳 / 在宅要援護高齢者台帳登録者数の推移 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
ひとり暮らし高齢者台帳 登録者数 [65歳以上]	2,525	2,565	2,688	2,755	2,770
在宅要援護高齢者台帳 登録者数 [65歳以上]	1,577	1,721	1,928	2,048	2,144

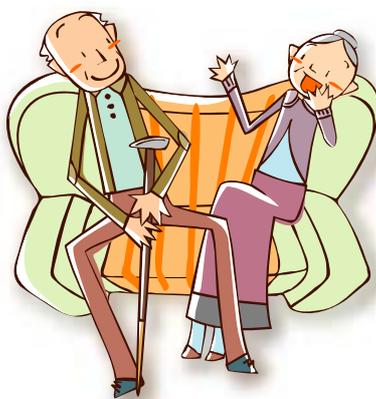
資料：高齢介護課

要介護〔要支援〕認定者数の推移

(各年3月31日現在、単位：上段 人、下段 総人口に占める割合(%))

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
要介護〔要支援〕認定者数 [65歳以上]		5,426 (3.3)	5,706 (3.5)	5,978 (3.6)	6,161 (3.7)	6,466 (4.0)
内 訳	要 支 援	1,175	1,240	1,298	1,354	1,551
	要 介 護	4,251	4,466	4,680	4,807	4,915

資料：高齢介護課



(3) 障がい者の状況

身体障害者手帳交付者数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけての交付者の増加率は8.5%であり、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳と比較して低いものの、交付者の増加数は4年間で542人と最も多くなっています。

療育手帳交付者数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけての交付者の増加率は16.4%であり、平成21年から平成23年までは微増でしたが、平成23年から平成25年にかけては増加が著しくなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけての交付者の増加率は57.2%と、他の手帳と比較して高くなっています。

身体障害者手帳交付者数の推移

(各年3月31日現在、単位：上段 人、下段 総人口に占める割合(%))

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
身体障害者手帳交付者数	6,374 (3.9)	6,393 (3.9)	6,479 (3.9)	6,777 (4.1)	6,916 (4.2)

資料：社会福祉課

療育手帳交付者数の推移

(各年3月31日現在、単位：上段 人、下段 総人口に占める割合(%))

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
療育手帳交付者数	972 (0.6)	976 (0.6)	982 (0.6)	1,031 (0.6)	1,131 (0.7)

資料：社会福祉課

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

(各年3月31日現在、単位：上段 人、下段 総人口に占める割合(%))

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
精神障害者保健福祉手帳交付者数	624 (0.4)	594 (0.4)	680 (0.4)	785 (0.5)	981 (0.6)

資料：社会福祉課



(4) 子どもの状況

住民基本台帳人口による出生数の推移をみると、おおむね横ばいとなっています。

しかし、住民登録による18歳以下人口の推移をみると、平成21年から一貫して減少しており、平成25年3月31日現在で29,302人(4年間で1,036人減少)となっています。

住民基本台帳人口による出生数の推移

(単位：人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
出生数	1,414	1,377	1,422	1,423	1,458

注)平成24年度は、平成24年7月から外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となった影響を考慮する必要がある

資料：窓口サービス課

住民登録(外国人含む)による18歳以下人口の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
18歳以下人口	30,338	30,049	29,799	29,655	29,302

資料：窓口サービス課

(5) 外国人の状況

外国人人口の推移をみると、平成21年から一貫して減少しており、平成25年3月31日現在で4,379人(4年間で2,075人減少)となっています。

外国人人口の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
外国人人口	6,454	5,721	5,497	5,283	4,379

平成24年までは外国人登録人口、平成25年は外国人住民人口

資料：窓口サービス課

(6) 災害時要援護者台帳登録者の状況

災害時要援護者台帳は、災害時に本人や家族などによる避難が困難な、又は避難に制約を受ける在宅生活の方の情報を、本人の申し出により登録するものです。災害時要援護者台帳登録者数の推移をみると、平成21年から平成25年までの4年間で1,145人増加しています。

災害時要援護者台帳登録者数の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
災害時要援護者台帳登録者数(総数)		2,787	2,883	3,329	3,932	3,932
区 分	65歳以上のひとり暮らし高齢者	1,928	1,986	2,156	2,714	2,728
	要介護認定を受けている者	575	501	575	525	459
	障害者手帳の交付を受けている者	690	744	861	898	920
	その他地域の援護が必要な者	-	-	116	153	168

複数の区分で該当することがあるため、区分の合計と総数は一致しない

資料：社会福祉課



2 地域福祉関連活動・団体等の現状

(1) 地域福祉関連活動の状況

自治会への加入状況

自治会は、地縁に基づいた組織で、市民の生活を多くの側面でささえているなど、地域において重要な役割を担っています。自治会への加入率の推移をみると、横ばいとなっており、平成25年5月現在で78.4%となっています。

自治会への加入状況

(各年5月現在、単位：%)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
自治会への加入率 (加入世帯数 / 総世帯数)	79.9	78.9	79.0	78.3	78.4

資料：まちづくり推進課

老人クラブの状況

老人クラブは、60歳以上の方を会員とする組織で、高齢者が孤立することなく地域でささえ合うための活動母体として重要な役割を担っています。老人クラブ数及び会員数の推移をみると、減少傾向となっており、平成25年4月1日現在でクラブ数は232クラブ、会員数は15,076人となっています。

老人クラブの状況

(各年4月1日現在、単位：クラブ、人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
クラブ数 (大垣市老人クラブ連合会加盟分)	249	245	240	236	232
会員数	16,536	16,290	15,822	15,227	15,076

資料：高齢介護課

ボランティア市民活動支援センターへのボランティア登録状況

ボランティア市民活動支援センターは、社会福祉協議会が設置しており、ボランティアやNPOが行う地域福祉や地域防災に関する活動を支援しています。ボランティア市民活動支援センターへのボランティア登録状況は、平成25年3月31日現在で団体登録は146団体、個人登録は75人となっています。

ボランティア登録状況等

(各年3月31日現在(派遣実績は年度))

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
団体登録 (団体人数)	141団体 (11,904人)	118団体 (9,086人)	137団体 (12,351人)	133団体 (13,503人)	146団体 (12,771人)
個人登録	66人	72人	68人	66人	75人
ボランティア派遣実績 <人数・団体>	[20年度] 220人 14団体	[21年度] 411人 42団体	[22年度] 325人 24団体	[23年度] 348人 62団体	[24年度] 551人 183団体

資料：大垣市社会福祉協議会

ふれあい・いきいきサロンの設置状況

ふれあい・いきいきサロンは、高齢者が気軽に集まり、楽しく過ごせる場をつくることを目的とし、地区社会福祉推進協議会を基盤として、各自治会にて実施されています。サロン設置数は年々増加しており、平成24年度は214か所(サロンを実施した自治会は308自治会)で開催されました。

ふれあい・いきいきサロンの設置状況

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
ふれあい・いきいきサロン設置数	179か所	193か所	198か所	204か所	214か所

資料：大垣市社会福祉協議会

あんしん見守りネットワーク活動の状況

あんしん見守りネットワーク活動は、ひとり暮らし高齢者など地域の支援が必要な人を対象に、その地域の住民が見守りなどを行うことにより、だれもが地域のなかで孤立することなく、安心して生活できるまちづくりを進めようとするものであり、地区社会福祉推進協議会を基盤として、各自治会にて実施されています。平成24年度は、381自治会が3,182人の対象者の見守り活動を実施しました。

あんしん見守りネットワーク活動の状況

	平成23年度	平成24年度
見守り対象者数	2,620人	3,182人
見守り実施自治会数	333自治会	381自治会

資料：大垣市社会福祉協議会

(2) 地域福祉関連団体等の状況

大垣市社会福祉協議会

大垣市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として活動を行っており、次の団体等により組織されています。また、「地域部会」「福祉部会」「ボランティア部会」「事業運営部会」「広報部会」「財政部会」の6専門部会を設置し、事業の強化を図っています。

大垣市社会福祉協議会 構成団体

(平成25年4月30日現在)

学識経験者	
住民団体	連合自治会
	地区社会福祉推進協議会
	連合婦人会
福祉関係団体	民生児童委員協議会
	保護司会
	障害者団体連絡協議会
	かがやきクラブ大垣
	母子寡婦福祉連合会
	赤十字奉仕団
	子ども会育成連絡協議会
	福祉推進委員連絡会
	社会福祉事業団
	食生活改善協議会
	私立保育園連盟
	青年のつどい協議会
ボランティア・青年団体	青年クラブ
	竹の子会
	青年会議所
	まちづくり市民活動支援センター
教育関係	小・中・高校長会
	岐阜経済大学
	P T A 連合会
医療・薬剤関係	医師会
	歯科医師会
	薬剤師会
産業界	商工会議所
	ライオンズクラブ
行政関係	福祉部
	かがやきライフ推進部
	警察署
	西濃保健所
	西濃子ども相談センター

資料：大垣市社会福祉協議会

地区社会福祉推進協議会

地区社会福祉推進協議会は、「福祉の心」を柱とした地域づくりと、地域住民福祉活動の推進を図ることを目的に、20地区（大垣地域：18地区、上石津地域：1地区、墨俣地域：1地区）において活動しています。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めること」を任務としています。また、民生委員は、児童福祉法に規定する児童委員でもあり、同法により「児童、妊産婦の福祉に関する援助及び指導をするとともに児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること」も任務としています。

平成25年6月1日現在、353人が厚生労働大臣の委嘱を受けて民生委員・児童委員としての活動を行っています。そのなかには、厚生労働大臣の指名を受けて、児童福祉を専門的に行う主任児童委員が40人います。

福祉推進委員

福祉推進委員は、社会福祉協議会会長及び各地区社会福祉推進協議会会長が委嘱し、自治会長、民生委員・児童委員などの協力者として地域の社会福祉活動を援助しています。また、地域住民のよき相談相手となるとともに、地域づくりの担い手として活動に積極的に参加しながら、地域福祉の向上に寄与しています。

平成25年4月1日現在、863人の福祉推進委員（50世帯に1人の割合）が活動しています。



3 関連計画からみた課題・論点

本市の関連計画における地域福祉に関わる主な課題・論点を整理しました。

(1) 大垣市第五次総合計画

地域福祉に関わる主な課題・論点

- ・地域住民同士がささえ合える仕組みづくりを進めていく必要があります。
- ・身近な地域で必要な福祉サービスを利用できる環境づくりを進めていく必要があります。
- ・孤立死、虐待、ひきこもりに関して、対応方針を検討する必要があります。
- ・災害時要援護者に対する支援への対応方針を検討する必要があります。

(2) 大垣市高齢者福祉計画（第5期介護保険事業計画）

地域福祉に関わる主な課題・論点

- ・医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立をめざす必要があります。
- ・認知症を有する人が地域において自立した生活を継続できるよう、支援体制の整備を更に推進する必要があります。
- ・ひとり暮らし高齢者等の孤独化や孤独死を未然に防止する活動の促進が必要です。
- ・介護保険・福祉サービスに関する相談体制を整備するとともに、各種サービスの質の向上を図る必要があります。
- ・高齢者虐待の防止に取り組むとともに、高齢者の権利擁護を推進する必要があります。

(3) 大垣市第二次障害者計画

地域福祉に関わる主な課題・論点

- ・社会的バリアの除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る必要があります。
- ・防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図る必要があります。
- ・障がい及び障がい者に対する市民の理解を促進するための取り組みを推進する必要があります。
- ・地域住民や多様な担い手が主体となり、行政と協働しながら地域の福祉課題や生活課題を解決する仕組みが必要です。
- ・障がい者虐待の防止に取り組むとともに、障がい者の権利擁護を推進する必要があります。

(4) 大垣市子育て支援計画(大垣市次世代育成支援後期行動計画)

地域福祉に関わる主な課題・論点

- ・ボランティアやNPOによる子育てに関するきめ細かな、独自性のある活動を更に促進する必要があります。
- ・自治会、子ども会などと協力して、新しい地域づくりを促進するため、福祉人材の育成や活動を支援していく必要があります。
- ・「子どもの育ち」と「子育て」を社会全体で支援するため、「みんなで子育て」という共通の認識づくりが必要です。

(5) 大垣市地域保健計画

地域福祉に関わる主な課題・論点

- ・市、市民、団体などの連携を生み出すネットワークを強化し、多様な地域活動を図る必要があります。
- ・かかりつけ医等の普及や医療機関の連携などを進め、市民が安心して利用できる保健医療体制を充実させる必要があります。

(6) 大垣市人権施策推進指針(改定版)

地域福祉に関わる主な課題・論点

- ・市民一人ひとりの人権感覚の醸成を図ることが必要です。
- ・差別や偏見のない地域社会をつくる必要があります。
- ・多様な価値観や個性をお互いに尊重し、市民がともにささえ合う地域社会を実現する必要があります。
- ・市民をはじめ、さまざまな機関が人権に関して積極的に取り組み、相乗効果が発揮できる協働型社会を構築し、人権が尊重されるまちにする必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

本市では、第二次計画において、「市民主体のまちづくり」「共生・協働によるまちづくり」「一人ひとりが自己実現できるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉を推進しています。

第二次計画の策定から5年を経た現在、社会情勢等の変化によって地域福祉を取り巻く環境は策定当時から大きく変化し、新たな生活課題が生じるとともに、福祉ニーズも多様化、複雑化しています。こうした課題に取り組むためには、引き続き、市民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、一人ひとりが自己実現できるまちづくりを行う必要があります。

そのため、第三次計画においても第二次計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進します。

(1) 市民主体のまちづくり

「市民」とは、社会生活において、権利と自由が保障されていると同時に、それぞれの立場において、責任と義務を伴う自立した個人のことです。

私たち市民は、地域福祉の担い手として、同時に福祉サービスを利用する権利のある人として、大垣市の福祉を考え、実践し、より安心して暮らしを営める、市民主体のまちづくりをめざしていきます。

(2) 共生・協働によるまちづくり

共生とは、人と人がお互いの存在を認め合い、ささえ合って、ともに成長しながら生きていくことです。

協働とは、市民と行政、各種団体や保健・医療・福祉・教育関係者が、大垣市を構成する一員として、対等な立場で手を取り合い、お互いがもてる力を出し合うことによって、より大きな成果を生み出していくことです。

私たち市民は、人と人との絆を大切にしながら、共生・協働によるまちづくりをめざしていきます。

(3) 一人ひとりが自己実現できるまちづくり

自己実現とは、市民一人ひとりが、自身の能力や可能性を最大限に発揮し、その人の個性にもとづいた夢や目標を実現していくことです。

私たち市民は、お互いの個性を尊重し合い、それぞれの目標をささえ合うことによって、一人ひとりが、夢と輝きをもって自己実現できるまちづくりをめざしていきます。

2 基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、めざすべき福祉のまちづくりの方向性を、第二次計画を継承し、次のとおり基本目標として定めました。

創り出そう 一人ひとりが“^まち^ちに住みつづけたいぬくもりの大垣”

これは、一人ひとりのことを大切にし、だれもが安心して幸せに暮らせるまち“大垣”を、市民参加によって、みんなで創り出すために、自分たちのまちのことを市民が主体的に考え、自分たちの手でできることから始めようという思いが込められています。

3 計画の愛称

本市の地域福祉計画には、市民一人ひとりに身近で親しみやすいものとするため、次の愛称が付けられています。

「^いスイ^いト生き活きプラン21」

大垣市は、古くから良質で豊富な地下水に恵まれ、美しい自然を育み、水都と呼ばれています。

だれにも“やさしい、親切的(=スイート)”まちづくりを進め、市民一人ひとりが、自分らしく「いきいき」と「生活」を送ることができるように、市民が一丸となって計画に取り組んでいくことをイメージして、この愛称が使われています。



4 重点目標・推進目標・基本施策

本計画の重点目標は、基本目標の実現に向けて、「人と人がささえ合う、ぬくもりの大垣(まち)づくり」「だれもが安心してサービスを利用できる大垣(まち)づくり」「だれにもやさしい人と社会の大垣(まち)づくり」の3つとします。

また、重点目標を達成するためのより具体的な取り組み内容として、推進目標と基本施策を示します。

第三次計画は、第二次計画の重点目標を継承しつつ、推進目標と基本施策については、人づくり、仕組みづくり、体制(地域)づくりの視点に基づく体系に再編します。

重点目標 1 人と人がささえ合う、ぬくもりの大垣(まち)づくり

全ての市民が生きがいをもって社会参加し、地域においてささえ合う地域福祉の仕組みを構築します。また、地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動やボランティア活動に対する支援など、ささえ合い活動を促進します。

推進目標 1 - 1 ささえ合いのまちづくり

- 基本施策 1 - 1 - 1 ささえ合い活動の促進
- 基本施策 1 - 1 - 2 見守り活動の促進
- 基本施策 1 - 1 - 3 交通安全・防犯活動の促進

推進目標 1 - 2 市民参加・人権擁護のまちづくり

- 基本施策 1 - 2 - 1 市民が活躍できる基盤の充実
- 基本施策 1 - 2 - 2 人権を守る活動の推進

重点目標 2 だれもが安心してサービスを利用できる大垣(まち)づくり

地域に住む人すべてが福祉サービスの情報を把握できることは重要であるため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、気軽にできる身近な相談支援体制を整備します。

また、支援を必要としている人の権利擁護を図りながら、きめ細やかなサービスの提供を充実させ、福祉サービスの質の向上を図ります。

推進目標 2 - 1 安心して生活ができる仕組みづくり

基本施策 2 - 1 - 1 相談支援体制の充実

基本施策 2 - 1 - 2 地域包括ケアの推進

推進目標 2 - 2 適切なサービスを利用できる仕組みづくり

基本施策 2 - 2 - 1 情報提供の充実

基本施策 2 - 2 - 2 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

重点目標 3 だれにもやさしい人と社会の大垣(まち)づくり

安全・安心なまちづくりのため、地域の防災体制の強化を進め、だれもが地域で自立した暮らしができるよう支援を充実させるとともに、住み慣れた地域のなかで生涯にわたり快適に暮らし続けられるよう、生活環境の整備を進めます。

また、地域でのささえ合い活動をより進めていくうえで、地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

そして、福祉コミュニティの推進においては、地域の状況に合わせたきめ細やかな取り組みが必要となります。地域における自治会、地区社会福祉推進協議会、福祉団体、行政等の連携を強化するとともに、地域に住む人々との協働により福祉活動を推進します。

推進目標 3 - 1 安全で快適な地域づくり

基本施策 3 - 1 - 1 防災対策の推進

基本施策 3 - 1 - 2 快適で生活しやすい環境の構築

推進目標 3 - 2 地域福祉を推進する体制づくり

基本施策 3 - 2 - 1 地域福祉を担う人材の育成

基本施策 3 - 2 - 2 社会福祉協議会の機能強化とサービスの開発支援

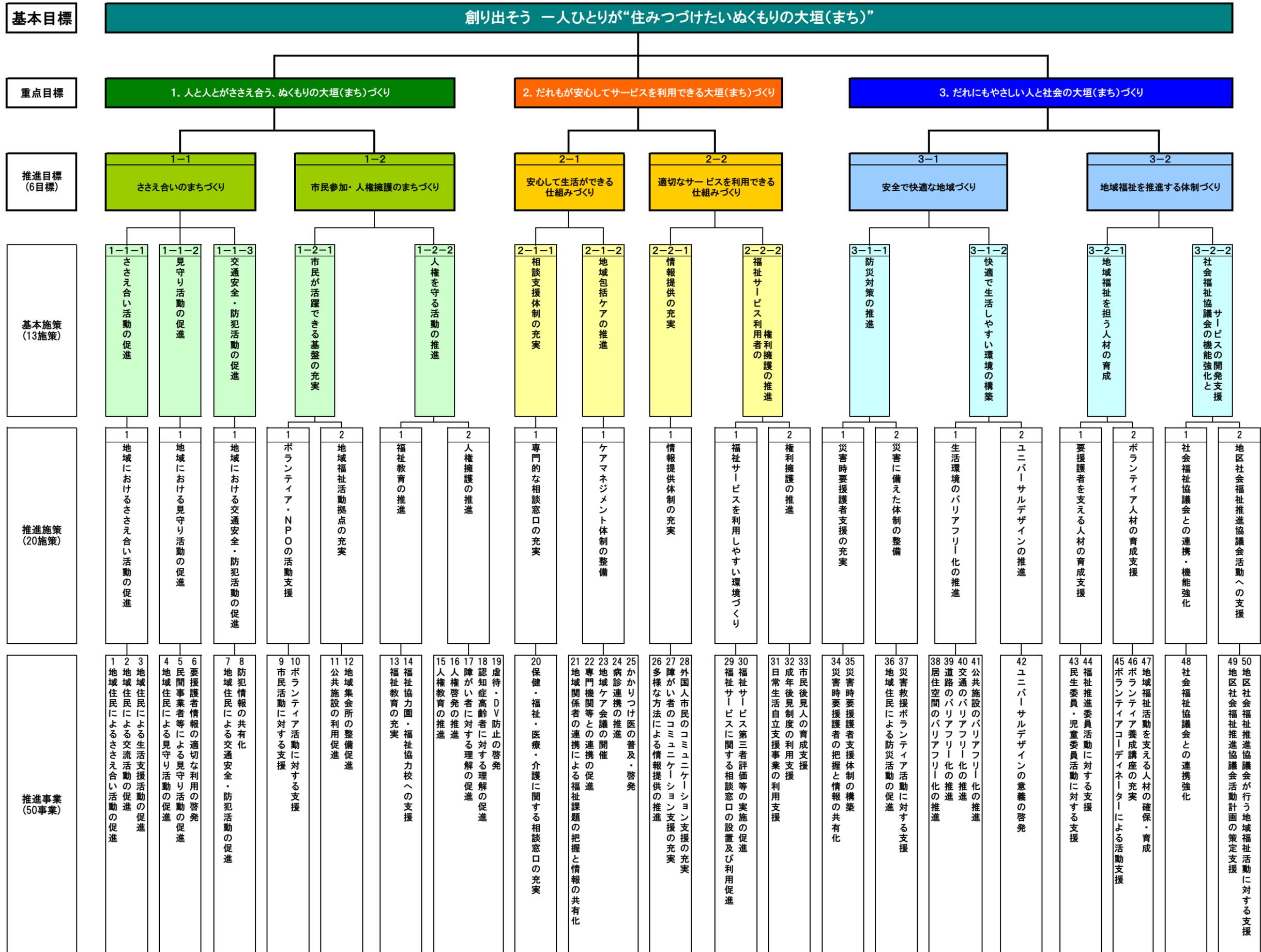
第4章



施策の展開



施策体系図



重点目標 1

人と人がささえ合う、ぬくもりの^ま^ち大垣づくり

推進目標 1 - 1

ささえ合いのまちづくり

基本施策 1 - 1 - 1 ささえ合い活動の促進

【 現状と課題 】

近年、地域における人間関係が希薄化するなか、日頃からの近所づきあいを通じて、互いの顔が見える関係を築きながら、助け合い、ささえ合う活動を推進することは、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するうえで重要な取り組みです。

本市では、地域住民が主体となった重層的なささえ合い活動を推進するため、市内20地区において地区社会福祉推進協議会が組織されており、福祉大会や住民運動会、三世代ふれあい交流、歳末友愛訪問など、地域住民の協働意識と連帯感を育む活動を実施するほか、「ふれあい・いきいきサロン」や「高齢者を囲む会」など、高齢者の生きがいづくり、交流の場づくりにも積極的に取り組んでいます。また、ひとり暮らし高齢者宅へ手作り弁当を届ける「食事サービス事業」や、上石津地区社会福祉推進協議会において高齢者の買い物支援を実施するなど、要援護者の生活を支援する活動が行われています。

市民アンケートでは、要援護者への支援のあり方について、7割の方が「近所に住む者として、できる範囲で支援すべきである」と回答するなど、要援護者への支援意識の高さが伺えます。

今後も、住民相互の交流を深め、地域住民によるささえ合い活動を促進することにより、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進することが必要です。

【 市民の声（市民アンケートから） 】

自治会に加入していない人がいると、自治会活動が成り立たないので、自治会への加入を促進して、地域で孤立する世帯をなくしてほしい。

近隣住民とのコミュニケーションが十分取れていれば、だれもが気軽に困っている人の手助けを行うことができる。近隣住民との親しい関係を築くことが重要である。

緊急時に一番迅速に対応できるのは、近所に住む者であり、日頃から声をかけ、気軽に立ち話ができる近隣住民の存在は大変心強い。

【 方 針 】

地域福祉活動の活性化に向けて、地域コミュニティの強化を支援します。

地域住民によるささえ合い活動が活発に行われるよう、地区社会福祉推進協議会による地域活動を支援します。

【 推進施策 】

1 地域におけるささえ合い活動の促進

最も身近な地域コミュニティである自治会活動への参加を促進するとともに、地区社会福祉推進協議会において、地域住民によるささえ合いの仕組みづくりが促進されるよう支援します。

事業内容	所 管
<p>1 地域住民によるささえ合い活動の促進</p> <p>自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、女性団体などの活動を通じて、地域住民によるささえ合い活動の促進を図ります。</p>	<p>まちづくり推進課 高 齢 介 護 課 社会教育スポーツ課 社会福祉協議会</p>
<p>2 地域住民による交流活動の促進</p> <p>地区社会福祉推進協議会活動の一環として実施する「ふれあい・いきいきサロン」や「高齢者を囲む会」など、地域住民による交流活動の促進を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>3 地域住民による生活支援活動の促進</p> <p>地区社会福祉推進協議会活動の一環として実施する「食事サービス事業」や「買い物支援事業」など、地域住民による要援護者への生活支援活動の促進を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会</p>



基本施策 1-1-2 見守り活動の促進

【 現状と課題 】

孤立死や虐待、ひきこもりなどが社会問題になるなか、本市では、社会福祉協議会が実施する「あんしん見守りネットワーク事業」を通じて、地域住民による見守り活動が活発に行われています。また、日頃から地域住民と接することが多い民間事業者に対し、見守り活動への協力を依頼するとともに、協定を締結した地域見守り協力事業所による見守り活動にも取り組んでいます。

要援護者へのアンケートでは、4割の方が「日頃の声かけや見守り」を近隣住民に求めたい支援行動であると回答しています。

今後も、地域住民や民間事業者などによる見守りネットワークの充実を図り、支援が必要な方を把握できる体制づくりを進めることが求められています。

【 市民の声（市民アンケートから） 】

要援護者の見守り活動を行うための研修会を定期的を開催してはどうか。

要援護者に対するきめ細かいリサーチや声かけが必要である。

要援護者であることを表に出したくない人も多い。

要援護者がいる世帯では、他の人に迷惑をかけたくないの、見守り活動などの支援を断ることが多い。地域として何度も説明するが、なかなか受け入れてもらえないことがある。

【 方針 】

地域住民や民間事業者などによる見守り活動を支援します。また、見守り活動の際には、要援護者のプライバシーに配慮するとともに、個人情報の適切な取り扱いが行われるよう周知啓発を図ります。

【 推進施策 】

1 地域における見守り活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・

地域住民や民間事業者等による見守り活動を促進するとともに、地域で共有する要援護者の個人情報について、適切な利用の周知啓発を図ります。

第4章 施策の展開

事業内容	所 管
<p>4 地域住民による見守り活動の促進</p> <p>自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員が主体となって実施する「あんしん見守りネットワーク事業」を推進するなど、地域住民による要援護者への見守り活動の促進を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会 社会福祉課 高齢介護課</p>
<p>5 民間事業者等による見守り活動の促進</p> <p>新聞販売店や金融機関、宅配業者など、日頃から地域住民と接する機会が多い民間事業者と連携し、見守り活動への協力を呼びかけるなど、民間事業者等による要援護者への見守り活動の促進を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会 社会福祉課 高齢介護課</p>
<p>6 要援護者情報の適切な利用の啓発</p> <p>地域住民による見守り活動の実施にあたり、要援護者の個人情報適切に利用されるよう、周知啓発を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会 社会福祉課</p>



基本施策 1-1-3 交通安全・防犯活動の促進

【 現状と課題 】

本市では、児童生徒の登下校中の安全を守るとともに、地域における犯罪を防止するため、「さわやかみまもりEye」や、学校、PTA等によるパトロール活動など、地域ぐるみの交通安全・防犯活動を促進しています。

市民アンケートでは、5割以上の方が「子どもたちが安全に通学できる地域であってほしい」と回答しており、子どもの安全・安心に対する関心の高さが伺えます。

今後とも、子どもや高齢者など、要援護者が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域が一体となって交通安全・防犯活動に取り組むことが必要です。

【 市民の声（市民アンケートから） 】
 子どもたちの登下校の時間帯には、通学路に立って、児童生徒の安全を見届けている。

【 方針 】

だれもが安全で安心して暮らすことができる地域づくりをめざし、地域住民による交通安全・防犯活動を支援します。

【 推進施策 】

1 地域における交通安全・防犯活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・

地域における犯罪の発生を未然に防止するため、情報の共有化を図るとともに、地域住民のほか、学校、PTAなど関係機関との連携による、地域ぐるみの交通安全・防犯活動を促進します。

事業内容	所 管
<p>7 地域住民による交通安全・防犯活動の促進</p> <p>地域における交通事故や犯罪を防止するため、「さわやかみまもりEye」や「地域のおじさんおばさん運動」、学校やPTA等によるパトロールなど、地域住民による交通安全・防犯活動を促進します。</p>	<p>生活安全課 学校教育課 社会教育スポーツ課</p>
<p>8 防犯情報の共有化</p> <p>消費者被害や不審者情報など、地域で発生した犯罪等に関する情報を随時メール配信するとともに、行方不明となった高齢者等に関する情報を防災行政無線等で発信するなど、防犯情報の共有化を図ります。</p>	<p>まちづくり推進課 生活安全課 社会福祉課 高齢介護課</p>

推進目標 1 - 2

市民参加・人権擁護のまちづくり

基本施策 1 - 2 - 1 市民が活躍できる基盤の充実

【 現状と課題 】

近年、ボランティア活動や市民活動への関心が高まるなか、さまざまな分野において活発な活動が展開されています。とりわけ、東日本大震災を契機に、地域貢献の一環としてボランティアに参加する市民はもとより、ボランティア活動を自己実現の手段として捉え、活動への参加に生きがいを見いだしている市民も増えています。

こうしたなか、本市では、市民活動の拠点施設としてまちづくり市民活動支援センターを設置し、NPO法人の設立等に関する相談支援を行うなど、市民活動に対する支援を行っています。また、社会福祉協議会が設置するボランティア市民活動支援センターでは、インターネット（ブログ）を活用してボランティアに関する情報発信を行うとともに、ボランティアをしたい人にボランティアをしてほしい人を紹介するなど、ボランティア活動への支援を行っています。

また、総合福祉会館、中川ふれあいセンター、地区センターなどの公共施設は、ボランティア活動や市民活動等の拠点として、多くの団体に利用されています。さらに、多くの地域では、地域住民の福祉・コミュニティ活動拠点として地域集会所が整備されていますが、施設の老朽化や利用者ニーズの変化等により、施設の改修やバリアフリー化が必要な施設も増えています。今後とも公共施設の利用促進を図るとともに、地域集会所の整備を促進する必要があります。

【 方針 】

ボランティア・NPOの活動について情報提供の充実を図るなど、だれもがボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

地域福祉活動を行う拠点として、公共施設の利用を促進するとともに、地域集会所の整備促進を図ります。

【 推進施策 】

1 ボランティア・NPOの活動支援

ボランティア活動や市民活動が円滑に行われるよう、まちづくり市民活動支援センターとボランティア市民活動支援センターの機能強化を図るとともに、ボランティア・NPOなど市民活動団体の活動を支援します。

事業内容	所 管
<p>9 市民活動に対する支援</p> <p>まちづくり市民活動支援センターを拠点に、インターネット等を活用した市民活動情報の提供や、NPO法人の設立等に関する相談支援など、市民活動に対する支援を行います。</p>	市民活動推進課
<p>10 ボランティア活動に対する支援</p> <p>ボランティア市民活動支援センターを拠点に、ボランティア活動に関する情報提供や相談を行うなど、ボランティア活動に対する支援を行います。</p>	社会福祉協議会 社会福祉課

2 地域福祉活動拠点の充実

ボランティア活動や市民活動の場を確保するため、総合福祉会館、中川ふれあいセンターなどの福祉施設や、地区センター等の地域コミュニティ施設など、公共施設の利用促進を図るとともに、地域住民の活動拠点となる地域集会所の整備促進を図ります。

事業内容	所 管
<p>11 公共施設の利用促進</p> <p>地域住民による地域福祉活動や、ボランティア・市民活動を支援するため、総合福祉会館、中川ふれあいセンターなどの福祉施設や、地区センター等の利用を促進します。</p>	まちづくり推進課 社会福祉課 高齢介護課 子育て総合支援センター
<p>12 地域集会所の整備促進</p> <p>地域住民の福祉活動拠点として、自治会が設置する地域集会所の整備促進を図ります。</p>	社会福祉課

基本施策 1-2-2 人権を守る活動の推進

【 現状と課題 】

地域でともにささえ合う社会を実現するためには、福祉を担う人材を育てることが大切です。

福祉教育については、社会福祉協議会が中心となり、市内全ての保育園、幼保園、幼稚園、小・中学校、高等学校を福祉協力園・福祉協力校に指定するとともに、障がい者やボランティアなどの講師派遣や、高齢者疑似体験グッズの貸し出しなど、学校等が行う福祉教育・福祉体験学習への支援・協力に取り組んでいます。また、小・中学校においては、総合的な学習の時間のなかで、市内の福祉施設や特別支援学校との交流を行うほか、特色を生かした福祉教材等を作成するなど、各学校において福祉教育が実践されています。こうした活動を通じて、福祉に対する理解を促進し、また、福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることにより、福祉の担い手づくりを進めることが必要です。

小・中学校に実施したアンケートでは、全ての学校において福祉教育が実施されており、高齢者や障がい者に対する理解や、手話・点字の学習、福祉施設の見学など、さまざまな福祉学習が行われています。また、地区社会福祉推進協議会などが行う地域行事にも児童生徒がボランティアとして参加するなど、地域団体との連携による福祉教育に取り組む学校も多くありました。

また、本市では、大垣市人権施策推進指針に基づき、大垣人権擁護委員協議会など関係団体等との連携協力による人権擁護の推進を図るとともに、学校教育や社会教育における人権教育や、人権啓発活動の推進に努めるなど、人権尊重のまちづくりの実現に向けて積極的に取り組んでいます。

今後も、地域や家庭、学校などにおいて、偏見・差別をなくしていく「こころのバリアフリー」を推進し、あらゆる機会を通じて人権啓発の推進を図るとともに、障がい者や認知症高齢者への理解の促進、虐待や配偶者等に対する暴力（以下「DV」という。）の防止などにつながる啓発活動を行い、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【 方針 】

福祉教育・福祉学習の促進を図るとともに、福祉教育を通じた人材育成を図ります。

人権教育・人権啓発を推進し、差別や偏見のない共生の地域社会をめざします。

障がい者や認知症高齢者への理解の促進、虐待やDVの防止などに関する啓発活動を推進します。

【 推進施策 】

1 福祉教育の推進

学校等における福祉教育を推進するため、社会福祉協議会が実施する福祉協力園・福祉協力校事業を通じて、福祉教育・福祉体験学習等を推進するとともに、福祉教育用教材を作成・配布するなど、福祉教育の充実を図ります。

事業内容	所 管
13 福祉教育の充実 福祉に対する理解を促進するとともに、福祉の担い手づくりを進めるため、福祉教育用教材を作成・配布するなど、学校における福祉教育の充実を図ります。	社会福祉課 学校教育課
14 福祉協力園・福祉協力校への支援 学校における福祉教育を推進するため、福祉協力校連絡会を開催し、福祉教育の活動事例を発表する場を設けるなど、福祉協力園・福祉協力校への支援を図ります。	社会福祉協議会

2 人権擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

人権に関する講座、講演会等の開催を通じて人権教育・人権啓発を推進し、市民一人ひとりの「こころのバリアフリー」を図ります。また、障がい者や認知症高齢者などに対する理解の促進を図るとともに、虐待やDVの防止に向けて周知啓発を行います。

事業内容	所 管
15 人権教育の推進 全ての教育活動を通じて、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進するなど、人権教育を推進します。	学校教育課 社会教育スポーツ課
16 人権啓発の推進 市の広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、人権に関する情報を発信するとともに、講演会や講座を開催するなど、人権啓発を推進します。	人権擁護推進室 社会教育スポーツ課
17 障がい者に対する理解の促進 市の広報やホームページなど各種媒体を活用し、障がい者福祉に関する情報を発信するとともに、障害者週間に合わせて啓発活動を行うなど、障がい者に対する理解の促進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
18 認知症高齢者に対する理解の促進 「認知症サポーター」や「高齢者にやさしくし隊」などの活動への参加を呼びかけ、認知症高齢者に対する理解の促進を図ります。	高齢介護課 社会福祉協議会
19 虐待・DV防止の啓発 障がい者、高齢者、児童に対する虐待や、DVについての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけるなど、関係機関等と連携して虐待やDVを防止するための啓発を行います。	社会福祉課 高齢介護課 子育て支援課 男女共同参画推進室

重点目標 2

だれもが安心してサービスを利用できる^{まち}大垣づくり

推進目標 2 - 1

安心して生活ができる仕組みづくり

基本施策 2 - 1 - 1

相談支援体制の充実

【 現状と課題 】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、保健・福祉・医療・介護など、生活全般に関わる問題をいつでも気軽に相談することができるとともに、利用者の状況に応じた福祉サービスが利用できる環境が整っていることが重要です。

しかしながら、近年、地域における人間関係の希薄化等により、生活面の不安や気がかりなことがあるにもかかわらず、だれにも相談することなく孤立した生活を送られ、深刻な状態になってからようやく発見される事例が増えています。また、障がい者や高齢者、児童に対する虐待やひきこもりなどの問題も、事態が深刻化しないと発見されにくい状況にあります。そのため、こうした問題を抱える世帯を早期に発見し、公的な福祉サービスに結びつける体制を構築することが必要です。

今後は、障がい者や高齢者、子育て世代の保護者など、地域で生活を送るうえで支援を必要とする人が、身近なところで気軽に相談することができるよう、相談窓口の体制づくりが求められています。

多様化する福祉ニーズに対応するためには、保健・福祉・医療・介護などの相談窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら、公的なサービス提供につなぐとともに、その利用について広く周知啓発を図るほか、アウトリーチ型の相談支援体制の構築についても検討する必要があります。

【 市民の声（市民アンケートから） 】

福祉サービスについて気軽に相談できる窓口がほしい。

市の窓口には社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職を配置してほしい。

子育て総合支援センターや保健センターなど、子育て世代にとって頼もしい施設が多いが、こういう施設に足を運ぶことができず、孤立している保護者も多い。児童虐待などを引き起こす要因にもなりかねないが、近隣関係が希薄化し、気軽に声をかけ合うことも難しい時代なので、行政による支援を期待したい。

【 方 針 】

保健・福祉・医療・介護など、それぞれの相談内容に応じた専門的な相談窓口を設置するとともに、その周知啓発を図り、市民がいつでも気軽に相談できる環境づくりを進めます。

【 推進施策 】

1 専門的な相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するため、保健・福祉・医療・介護に関する専門的な相談ができる窓口の充実を図ります。

事業内容	所 管
<p>20 保健・福祉・医療・介護に関する相談窓口の充実</p> <p>保健・福祉・医療・介護に関する専門的な相談ができる窓口を設置するとともに、相談業務に従事する職員の資質向上に努めるなど、相談窓口の充実を図ります。また、専門職等によるアウトリーチ型の相談支援体制の構築について検討します。</p>	<p>福 祉 部 子 育 て 支 援 部 市 民 病 院 (地 域 医 療 連 携 部) 社 会 福 祉 協 議 会</p>



基本施策 2 - 1 - 2 地域包括ケアの推進

【 現状と課題 】

福祉ニーズが多様化、複雑化するなかで、1つのサービス機関だけでは解決することが難しい問題も多く発生しています。そうした課題に対応するためには、保健・福祉・医療・介護など、複数の関係機関が連携を図り、要介護者に対して必要なサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」を構築する必要があります。

本市では、行政機関（福祉事務所）と地域との橋渡し役として、民生委員・児童委員が日常的にひとり暮らし高齢者等に対する相談支援活動を行うとともに、福祉推進委員などの協力を得ながら、要介護者のニーズ把握に取り組んでいます。また、地区社会福祉推進協議会では、定期的に「地域支援ネットワーク委員会」を開催し、地域住民と保健・福祉専門職や関係機関等との連携を図りながら、地域住民による支援が困難なケース等に対する解決方法の検討を行っています。

また、高齢者福祉計画(第5期介護保険事業計画)に基づき、地域包括支援センターが中心となって地域ケア会議を開催し、関係機関との連携を図りながら、認知症高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活をするために必要な支援を行っています。また、第二次障害者計画・第3期障害福祉計画に基づき、障がい者の地域移行に伴い一人ひとりのニーズに応じた障がい福祉サービスを効果的に提供するため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行っています。さらに、認知症高齢者など要介護高齢者の増加が見込まれるなか、医療機関と福祉事業者の連携による地域医療の推進が進められています。

今後も、市民のニーズに応じて、必要なサービスが切れ目なく一体的に提供される体制の構築を推進する必要があります。

【 方針 】

民生委員・児童委員や福祉推進委員と、自治会や地区社会福祉推進協議会、各専門機関等が連携しながら、適切な相談支援ができる体制の充実を図ります。

要介護者の地域生活を支援するため、地域ケア会議を開催するなど、保健・福祉・医療・介護などの各分野間の連携の強化に努めます。

かかりつけ医と市民病院との病診連携を推進します。

【 推進施策 】

1 ケアマネジメント体制の整備

各専門機関や福祉サービス事業者等の連携を強化し、地域全体で要援護者を支えるケアマネジメント体制の整備を促進します。

また、地区社会福祉推進協議会ごとに開催される「地域支援ネットワーク委員会」を支援するなど、要援護者の自立した地域生活を支援する体制整備を促進します。

事業内容	所 管
21 地域関係者の連携による福祉課題の把握と情報の共有化 民生委員・児童委員と自治会などが連携し、地域の福祉課題を把握するとともに、その課題の解決に向けて要援護者情報の共有化を図ります。	社会福祉協議会
22 専門機関等との連携の促進 要援護者の個別のニーズに対応できるよう、福祉サービス事業者や医療機関など、専門機関等との連携を促進します。	社会福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
23 地域ケア会議の開催 要援護者の個別課題の解決に向けて、保健・福祉・医療・介護等の専門職や関係機関など、多職種の協働による地域ケア会議を開催します。	社会福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
24 病診連携の推進 初期医療から高次専門医療まで、病気やけがの状態に応じて的確に受診できるよう、かかりつけ医と市民病院との病診連携を推進します。	市民病院 (地域医療連携部)
25 かかりつけ医の普及・啓発 身近な地域で適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の普及・啓発を図ります。	保健センター



推進目標 2 - 2

適切なサービスを利用できる仕組みづくり

基本施策 2 - 2 - 1 情報提供の充実

【 現状と課題 】

利用者が福祉サービスを主体的に選択するためには、必要な情報を適切に入手できる体制を整備することが必要です。

本市では、各種保健・福祉情報を、広報やホームページ等を活用して広く市民に提供していますが、市民アンケートでは、介護（介助）の必要な家族がいる方の2割近くが「福祉サービスを利用する方法が分からない」と回答しています。このように、福祉サービスの利用等に関する分かりやすい情報提供や広報活動を求める声が寄せられており、住民が身近な地域で正確な情報を的確に得ることができるよう、情報提供体制の更なる充実を図ることが必要です。

また、障がい者には、ボランティア団体の協力を得て、「広報おおがき」等の音訳・点訳サービスを行うとともに、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を行っています。さらに、外国人市民向けの生活情報誌を作成するなど、外国人に対する情報発信にも取り組んでいます。

今後とも、障がい者や外国人市民に配慮した情報提供を行うとともに、インターネットやメール配信サービスなど、多様な方法により、分かりやすく情報発信することが求められています。

【 市民の声（市民アンケートから） 】

市は、各地域の活動状況等を調査し、良い事例であれば情報提供したり、課題・問題点などを情報共有したりするなど、地域活動への支援をしてほしい。

市は、地域福祉の推進について、もっと情報発信すべき。若者の目を引くようなイラストやマンガを用いて、地域活動の内容を周知してはどうか。

「広報おおがき」などを通じて、福祉に関する情報発信を行ってほしい。

市が行っている福祉サービスの内容を紹介した冊子を作成し、各世帯に配布してはどうか。

福祉サービスの利用に関する情報が少ない。どういう場合に福祉サービスを利用できるか、どの窓口でどのような手続きが必要になるかなど、基本的なことがよく分からない。

【 方 針 】

だれもが必要な情報を必要なときに得られるよう、多様な方法による情報提供を推進します。
 支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスに関する情報を分かりやすい方法で提供します。

【 推進施策 】

1 情報提供体制の充実

福祉サービスを必要とする人がサービスの内容やサービス提供事業者に関する情報を入手しやすいよう、広報やホームページなどを活用した情報提供を行います。

また、障がい者や外国人等に情報格差が生じないように、情報提供のバリアフリーを推進します。

事業内容	所 管
26 多様な方法による情報提供の推進 広報、インターネット、メール配信サービスなど、多様な方法による情報提供の推進を図ります。	福 祉 部 子 育 て 支 援 部 市 民 病 院 社 会 福 祉 協 議 会
27 障がい者のコミュニケーション支援の充実 市役所等に手話通訳者を配置するとともに、会議や地域行事などに手話奉仕員や要約筆記奉仕員等を派遣するほか、音声・点字による広報紙等を作成するなど、障がい者のコミュニケーション支援の充実を図ります。	社 会 福 祉 課 社 会 福 祉 協 議 会
28 外国人市民のコミュニケーション支援の充実 市役所等に外国語相談員等を配置するとともに、外国語によるパンフレットやホームページ等を整備するなど、外国人市民のコミュニケーション支援の充実を図ります。	まちづくり推進課 市 民 病 院



基本施策 2-2-2 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

【 現状と課題 】

選択・契約による福祉サービス利用制度の導入は、利用者と福祉サービス事業者が対等な立場に立つことが前提となっていますが、利用者が弱い立場に置かれることも多く、福祉サービスの利用に関する苦情等について相談しづらいという実情があります。

こうしたなか、本市では、だれもが安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス事業者に対して、利用者からの苦情等に適切に対応するとともに、第三者評価や自己評価を実施し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めるよう、周知啓発を図っています。

福祉サービス事業者に対するアンケートでは、ほぼ全ての事業所で、「福祉サービス利用者からの苦情に対する相談窓口を設置している」との回答がある一方、「苦情に対する第三者委員を設置していない」と回答した事業所は全体の4割近くあり、今後は、利用者の潜在的な苦情にも対応できるよう、第三者委員の設置を促進する必要があります。

また、社会福祉協議会では、判断能力が十分でない要援護者が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

しかしながら、近年、判断能力の喪失や身元保証の問題、死後対応など、「日常生活自立支援事業」では対応できない事案が多くなっており、成年後見制度の利用支援など、権利擁護事業を更に推進していく必要があります。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まるなか、弁護士などの専門職による後見人のほか、一般市民による後見人の育成・確保を推進することが求められています。

【 方針 】

サービスの質の向上を図るため、第三者評価の実施を促進するとともに、苦情処理からサービスの質の向上につなげる仕組みを確立します。

自ら判断することが困難な要援護者に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を支援するなど、権利擁護を推進します。

市民後見人の育成支援と、その活用に向けた取り組みについて検討します。

【 推進施策 】

1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・

安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者からの苦情等に適切に対応する相談窓口の設置と利用促進を図ります。また、福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施を働きかけます。

事業内容	所 管
29 福祉サービスに関する相談窓口の設置及び利用促進 福祉サービス事業者に対し、利用者等からの苦情に適切に対応できるよう、相談窓口の設置を促進するとともに、「岐阜県運営適正化委員会」及び「岐阜県国民健康保険団体連合会・介護サービス苦情相談窓口」等の苦情相談窓口について、市民へ周知啓発を図ります。	社会福祉課 高齢介護課
30 福祉サービス第三者評価等の実施の促進 福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施の促進を図ります。	社会福祉課 高齢介護課 子育て支援課

2 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

認知症高齢者や障がい者など要介護者が、必要なサービスを適切に利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知啓発と利用支援を図ります。また、市民後見人の育成支援・活用に向けた取り組みについて検討します。

事業内容	所 管
31 日常生活自立支援事業の利用支援 判断能力が不十分な要介護者に対し、日常生活自立支援事業の利用を支援するとともに、事業の周知啓発を図ります。	社会福祉協議会
32 成年後見制度の利用支援 要介護者やその家族に対し、成年後見制度の利用を支援するとともに、制度の周知啓発を図ります。	社会福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
33 市民後見人の育成支援 弁護士などの専門職による後見人のほか、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた今後の取り組みについて検討します。	社会福祉協議会

重点目標3

だれにもやさしい人と社会の^{まち}大垣づくり

推進目標3 - 1

安全で快適な地域づくり

基本施策3 - 1 - 1 防災対策の推進

【現状と課題】

東日本大震災の発生以後、市民の防災対策に対する関心が高まるなか、平成24年度に開催した地区社会福祉推進協議会との懇談会においても、全ての地区において災害に関する意見が多く出されており、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進する必要があります。

本市では、地震や水害など、大規模な災害が発生したときに備えて、要援護者を対象にした災害時要援護者台帳登録事業を実施しています。また、登録された情報は、地域住民の共助・互助による避難支援活動に活用できるよう、本人の同意のうえ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防、警察に提供しています。

自治会長に対するアンケートでは、7割以上の自治会が、「要援護者を対象とする見守り活動」「自治会内での情報共有」「要援護者マップの作成」など、災害時要援護者台帳を活用した取り組みを実施しています。

また、民生委員・児童委員に対するアンケートでは、半数の方が「災害発生時の支援に関することに取り組んでいく必要がある」と回答し、災害時要援護者の支援活動への積極的な協力が期待されます。一方、市民アンケートでは、災害時要援護者台帳登録制度について、7割以上の方が「制度を知らない」と回答しており、制度の更なる周知を図ることも必要です。

要援護者に対する避難支援活動が円滑に行われるためには、日頃から地域住民と要援護者が良好な関係を築き、「要援護者がどこに住んでいるのか」、また、「どのような援護が必要なのか」について把握しておくことが重要です。また、災害時には、高齢者や障がい者のほか、妊婦、乳幼児とその保護者、外国人市民なども要援護者となる可能性があることを考慮する必要があります。今後は、地区社会福祉推進協議会が実施する「あんしん見守りネットワーク」の仕組みを活用した要援護者の避難支援体制を構築することが求められています。

地震や水害など、自然災害により被災した場合には、発災直後から、災害救援ボランティアによる災害支援活動が行われることが期待されます。本市では、地域防災計画に基づき、災害が発生した際には、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受け入れや派遣など、災害救援ボランティアのコーディネート業務を担うことになっています。

災害救援ボランティアが迅速かつ円滑に活動できるよう、日頃から災害ボランティアセンターの開設訓練を行うなど、災害に備えた体制を整備する必要があります。また、災害復旧に対するボランティアへの期待の高まりを受け、災害救援ボランティアを養成するための講習会等を開催するなど、人材育成を推進することが求められています。

【 市民の声（市民アンケートから） 】

要援護者がどのような支援を求めているか、隣近所の住民は知っておく必要がある。
 災害時や緊急時に、要援護者の不安を和らげるための支援ができるとうい。
 地域住民との交流が少なく、災害時の不安が募る。
 全ての市民を対象とする避難訓練を実施してはどうか。
 自治会に加入していない外国人に対する災害時の対応をどうするかを検討すべき。
 重度の障がい者にとって、災害時に避難することは難しい。
 災害に対する意識が不足しているので、防災意識の高揚を図る必要がある。

【 方 針 】

災害時要援護者に対し、地域住民の共助・互助による避難支援活動が行われるよう、災害時要援護者台帳への登録を促進するとともに、要援護者情報の共有化を推進します。
 高齢者、障がい者のほか、妊婦や乳幼児、外国人市民なども含めた災害時要援護者への支援体制の構築を推進します。
 防災知識の普及啓発を行うとともに、自治会による自主防災活動の強化を図ります。
 災害救援ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができる体制を構築するとともに、災害ボランティア養成講座の開催などを通じて、災害救援ボランティアの人材育成・確保に努めます。

【 推進施策 】

1 災害時要援護者支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

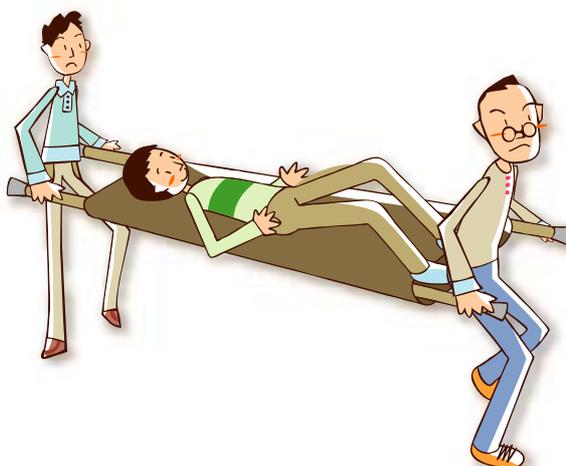
災害時要援護者に対する避難支援が円滑に行われるよう、災害時要援護者台帳への登録を促進するとともに、要援護者情報を活用した地域住民による避難支援活動を推進します。また、平常時における見守り活動を実施している地区社会福祉推進協議会との連携を図り、災害時要援護者の支援体制の構築を図ります。

事業内容	所 管
<p>34 災害時要援護者の把握と情報の共有化</p> <p>障がい者や高齢者など、災害時に地域の援護が必要な方に対し、災害時要援護者台帳への登録を促進します。また、自治会、民生委員・児童委員など関係機関と災害時要援護者台帳情報を共有し、地域住民による避難支援活動に活用します。</p>	<p>社会福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会</p>
<p>35 災害時要援護者支援体制の構築</p> <p>自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員が主体となって実施する「あんしん見守りネットワーク事業」と連携し、災害時における要援護者の状況に応じた避難支援体制を構築します。</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>

2 災害に備えた体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

自治会が中心となった地域住民による自主防災活動を支援するほか、災害発生時に迅速かつ効果的なボランティア活動が行われるよう、災害救援ボランティア活動に対する支援を行います。

事業内容	所 管
<p>36 地域住民による防災活動の促進</p> <p>災害発生に備えて、地域住民が実施する自主防災活動を促進します。</p>	<p>生活安全課 社会福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>37 災害救援ボランティア活動に対する支援</p> <p>災害ボランティアの受け入れ体制の整備に取り組むとともに、災害救援ボランティアの育成支援に努めます。</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>



基本施策3-1-2 快適で生活しやすい環境の構築

【現状と課題】

本市では、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、居住空間のバリアフリー化を推進するとともに、路線バスにおけるノンステップバスの導入支援、道路の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック設置等を実施しています。

今後とも、障がい者や高齢者の社会参加活動を一層促進するため、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した、快適で生活しやすい環境の整備が必要です。

また、本市では、平成20年9月に策定した「大垣市ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、性別・年齢・国籍・障がいの有無などを問わず、全ての市民が安全かつ安心して生活ができる、人にやさしいまちづくりを推進しています。

【方針】

全ての市民が安心して暮らすことができるよう、居住空間や道路、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

大垣市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、ユニバーサルデザインの理念について市民への啓発を推進します。

【推進施策】

1 生活環境のバリアフリー化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

快適で生活しやすい環境の整備を促進するため、居住空間、道路、交通環境、公共施設等のバリアフリー化を推進します。



第4章 施策の展開

事業内容	所 管
38 居住空間のバリアフリー化の推進 段差の解消や手すりの設置など、障がい者や高齢者等に配慮した住宅改修等を推進します。	社 会 福 祉 課 高 齢 介 護 課 住 宅 課
39 道路のバリアフリー化の推進 全ての市民が安全で快適に利用できるよう、道路のバリアフリー化を推進します。	道 路 課
40 交通のバリアフリー化の推進 全ての市民が安全で快適に公共交通機関等を利用できるよう、路線バスのノンステップバス導入を促進するなど、交通のバリアフリー化を推進します。	生 活 安 全 課
41 公共施設のバリアフリー化の推進 全ての市民が安全で快適に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。	社 会 福 祉 課

2 ユニバーサルデザインの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

大垣市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、「人々の意識」「公共施設や民間施設」「製品・もの・サービス」「情報内容と伝達方法」の4つの分野において「ユニバーサルデザインのまちづくり理念」を具体化するため、ユニバーサルデザインの意義について市民への啓発を図ります。

事業内容	所 管
42 ユニバーサルデザインの意義の啓発 大垣市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、ユニバーサルデザインの意義を市民に啓発します。	政 策 調 整 課

推進目標 3 - 2

地域福祉を推進する体制づくり

基本施策 3 - 2 - 1 地域福祉を担う人材の育成

【 現状と課題 】

本市では、民生委員・児童委員、福祉推進委員のほか、ボランティア活動等に参加する市民一人ひとりの熱意と努力によって、地域福祉の推進が図られています。

民生委員・児童委員は、特別職の地方公務員であり、地域における身近な相談者として、地域住民と福祉関係機関や行政をつなぐ橋渡しの役割を担っています。また、地域福祉活動の推進役としての役割も担っており、あんしん見守りネットワーク活動に参加するなど、要援護者に対する見守り活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員へのアンケートでは、活動するうえで困っていることとして、「自治会未加入者の居住実態の把握が難しいこと」や「活動に必要な情報が得られないこと」などの回答があり、活動に必要な情報提供など、支援が求められています。

福祉推進委員は、社会福祉への理解と熱意のある住民のなかから、自治会長の推薦により社会福祉協議会会長及び各地区社会福祉推進協議会会長が委嘱した住民ボランティアです。福祉推進委員は、地域住民のよき相談相手として活動するとともに、援助が必要な方を発見したときは、自治会長や民生委員・児童委員などへ連絡する役割を担っています。また、地域福祉の推進主体として、「ふれあい・いきいきサロン」の運営・支援や、あんしん見守りネットワークによる見守り活動などを行っています。

社会福祉協議会では、福祉推進委員の情報誌「ねっと輪あく！」を発行し、福祉推進委員の役割や活動内容のPRを行っています。福祉推進委員へのアンケートでは、5割以上の方が「福祉推進委員の活動内容があまり知られていない」と回答しており、福祉推進委員に対する理解や関心が高まるよう、今後も周知啓発に努める必要があります。

本市では、市民一人ひとりがいつまでもかがやき続け、市民の魅力で活力あふれるまちを創ることをめざし、「かがやきライフタウン構想」を策定し、市民の知識・経験・ノウハウを生かした市民協働のまちづくりに取り組んでいます。

こうしたなか、社会福祉協議会では、ボランティア市民活動支援センターを設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、ボランティアを求めている方の紹介など、ボランティア・市民活動への支援に取り組んでいます。また、ボランティアへの関心が高まるなか、市民がボランティア活動を始めるきっかけづくりとして、ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講座や要約筆記奉仕員養成講座などの開催を通じて、ボランティア人材の育成・確保に努めています。

しかしながら、市民アンケートでは、「ボランティア活動に興味があるが、どこに相談すればよいかわからない」という意見もあり、今後は、相談窓口の更なる周知を図るとともに、さまざまなイベントや講座などを通じて、ボランティア活動に参加するきっかけづくりに努める必要があります。

また、市民アンケートでは、ボランティア活動に参加している割合は、全体の2割弱であり、年代別では、50歳代以下の方よりも、時間的にゆとりがある70歳以上の方が高い割合でボランティア活動に参加しています。今後は、若い世代をターゲットに、子どもから高齢者まで幅広い世代のボランティアを確保するとともに、人材の育成に努めていく必要があります。

【 市民の声（市民アンケートから） 】

< 民生委員・児童委員、福祉推進委員 >

私の地域の民生委員・児童委員は、毎日のように要援護者の見守り訪問をしてくれており、大変感謝しているが、地域のために活動しているのに無報酬では申し訳なく思っている。

民生委員・児童委員、福祉推進委員は、十分に活動していないと感じる。

地域福祉を推進するため、福祉推進委員を大幅に増員してほしい。

< ボランティア >

地域活動を活発にするためには、若い世代の力が必要。若い世代の人が地域活動に参加しやすい環境づくりが必要である。

子どもと一緒に参加できるボランティア活動があるとよい。

ボランティア活動に関心がある人は多い。ボランティア活動に参加するきっかけづくりをしてあげれば、今よりも多くの方が参加してくれると思う。

定年退職後、ボランティア活動に参加して地域の役に立ちたいと思っているが、どのような活動ができるのか、また、どこに相談すればよいのかよく分からない。

元気な高齢者にはもっとボランティアに参加してもらってはどうか。

【 方針 】

地域福祉の推進主体として中心的な役割を担っている民生委員・児童委員や福祉推進委員の活動を支援します。

各種講座やイベントの開催等を通じて、ボランティアの確保と人材の育成を図るなど、ボランティア活動を支援します。

【 推進施策 】

1 要援護者を支える人材の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・

民生委員・児童委員や福祉推進委員の役割、活動内容などについて、広く市民に周知啓発するとともに、研修機会の充実を図るなど、委員活動を支援します。

事業内容	所 管
43 民生委員・児童委員活動に対する支援 民生委員・児童委員の役割や活動内容などを、広く市民に周知するとともに、民生委員・児童委員活動に役立つ講演会や研修会を開催するなど、研修機会の充実を図ります。	社会福祉課 高齢介護課 子育て支援課 社会福祉協議会
44 福祉推進委員活動に対する支援 福祉推進委員の役割や活動内容などを、広く市民に周知するとともに、福祉推進委員活動に役立つ講演会や研修会を開催するなど、研修機会の充実を図ります。	社会福祉協議会

2 ボランティア人材の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・

気軽に参加できる講座から専門的知識を習得する講座まで多様な講座を開催し、ボランティア活動や市民活動への参加を働きかけるとともに、受講者等にはボランティア登録を呼びかけ、継続的な活動を促進します。

また、ボランティア活動の調整役を担うボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を支援します。

事業内容	所 管
45 ボランティアコーディネーターによる活動支援 ボランティア市民活動支援センター内に、ボランティア活動の調整を行うボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動全般にわたる支援を行います。	社会福祉協議会
46 ボランティア養成講座の充実 市民がボランティアとしての知識、技術を学ぶため、各種ボランティア養成講座を実施します。	社会福祉協議会
47 地域福祉活動を支える人材の確保・育成 地域福祉活動の担い手として、市民に対しボランティア活動への参加を働きかけるとともに、ボランティアの確保と人材育成に努めます。	社会福祉協議会

基本施策3-2-2 社会福祉協議会の機能強化とサービスの開発支援

【現状と課題】

社会福祉協議会は、昭和50年3月に社会福祉法人として設立され、地域でだれもが安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、各種の地域福祉活動を展開し、地域の最前線で、住民の先頭に立って地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。

時代の変化とともに、地域住民の福祉ニーズが多様化、複雑化するなかで、地域住民が主体となった地域福祉活動の推進を図るためには、市と社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。

また、地域住民の主体的な福祉活動の推進を図ることを目的として、市内20地区において地区社会福祉推進協議会が設置されています。地区社会福祉推進協議会では、第一次計画に基づき、平成16年度から平成19年度にかけて活動計画を策定し、それぞれの地区の特性を生かした福祉活動が展開されています。策定から5年以上が経過し、社会環境等の変化に伴い、地域住民の福祉ニーズ等も変化していることなどから、計画内容の見直しが課題となっています。

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者など、配食や見守り等といった生活支援サービスを必要とする人が増えています。そのため、ボランティアやNPO法人などの多種多様な主体が参加し、重層的なサービスを地域で提供できる体制の構築が求められています。

また、多様化、複雑化する市民の福祉サービスに対するニーズに対応するためには、行政や民間事業者をはじめ、ボランティアやNPO法人などとの協働による、新しい福祉サービスの開発・実施も必要です。

近年、景気の低迷等の影響を受け、食料品や日用品を販売する店舗が移転・閉店し、買い物が困難になる、いわゆる「買い物弱者」が増加しており、社会問題になっています。特に、公共交通機関が不便な地域では、車の運転ができない人たちは、何らかの支援がなければ買い物などに自由に出かけることができない状態となっています。

地区社会福祉推進協議会との懇談会でも、身近な地域で困っていることとして、「買い物、病院へ行く際の交通手段がない」「自動車がないと生活が成り立たない」などの意見が多く出されています。

こうしたなか、上石津地区社会福祉推進協議会では、地域住民からの要望に応え、社会福祉協議会の支援のもと、地域住民による有償ボランティアがワゴン車を運転し、高齢者を店舗やスーパーマーケットまで送迎する「上石津地区買い物支援（生活支援）事業」を実施しています。

今後とも、社会福祉協議会と各地区社会福祉推進協議会との連携・協力のもと、地域における福祉課題や福祉ニーズを解決するため、地域住民等による生活支援サービスを展開していくことが求められています。

【 市民の声（市民アンケートから） 】

地域住民の意向を踏まえた地域活動の活性化を図り、住みよい地域づくりを推進してほしい。
市は、各地域の活動状況等を調査し、良い事例であれば情報提供したり、課題・問題点などを情報共有したりするなど、地域活動への支援をしてほしい。

廃品回収の集積場所が遠く、新聞や雑誌を持って行くのが困難。玄関先まで取りに来てもらえたり、集積場所まで運ぶのを手伝ってもらえたりするとありがたい。

どこへ出かけるにも、車の運転ができないと不便。年齢が増すと車の運転もできなくなり、家のなかに閉じこもる機会が増えるので、交通手段を確保してほしい。

【 方針 】

社会福祉協議会との連携強化を図るなど、市民主体の地域福祉活動を支援します。

地区社会福祉推進協議会が実施する、地域住民による生活支援サービスを支援します。

【 推進施策 】

1 社会福祉協議会との連携・機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、本市における地域福祉推進の核となる社会福祉協議会の機能強化を図ります。

事業内容	所 管
48 社会福祉協議会との連携強化 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、社会福祉協議会の機能強化を図るなど、市民主体の地域福祉活動の推進を支援します。	社 会 福 祉 課

2 地区社会福祉推進協議会活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地区社会福祉推進協議会活動計画の見直しを推進するとともに、地区社会福祉推進協議会において地域住民の福祉ニーズを反映した地域福祉活動が行われるよう支援します。

事業内容	所 管
49 地区社会福祉推進協議会活動計画の策定支援 市内20地区で策定されている「地区社会福祉推進協議会活動計画」の見直しを促進します。	社会福祉協議会
50 地区社会福祉推進協議会が行う地域福祉活動に対する支援 地域住民の福祉ニーズ等を踏まえ、地区社会福祉推進協議会において実施する地域福祉活動に対する支援を行います。	社会福祉協議会



第5章

計画の推進体制



1 計画の推進体制

本計画の推進を図るため、地域住民、市民団体、事業者、社会福祉協議会および行政との協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。

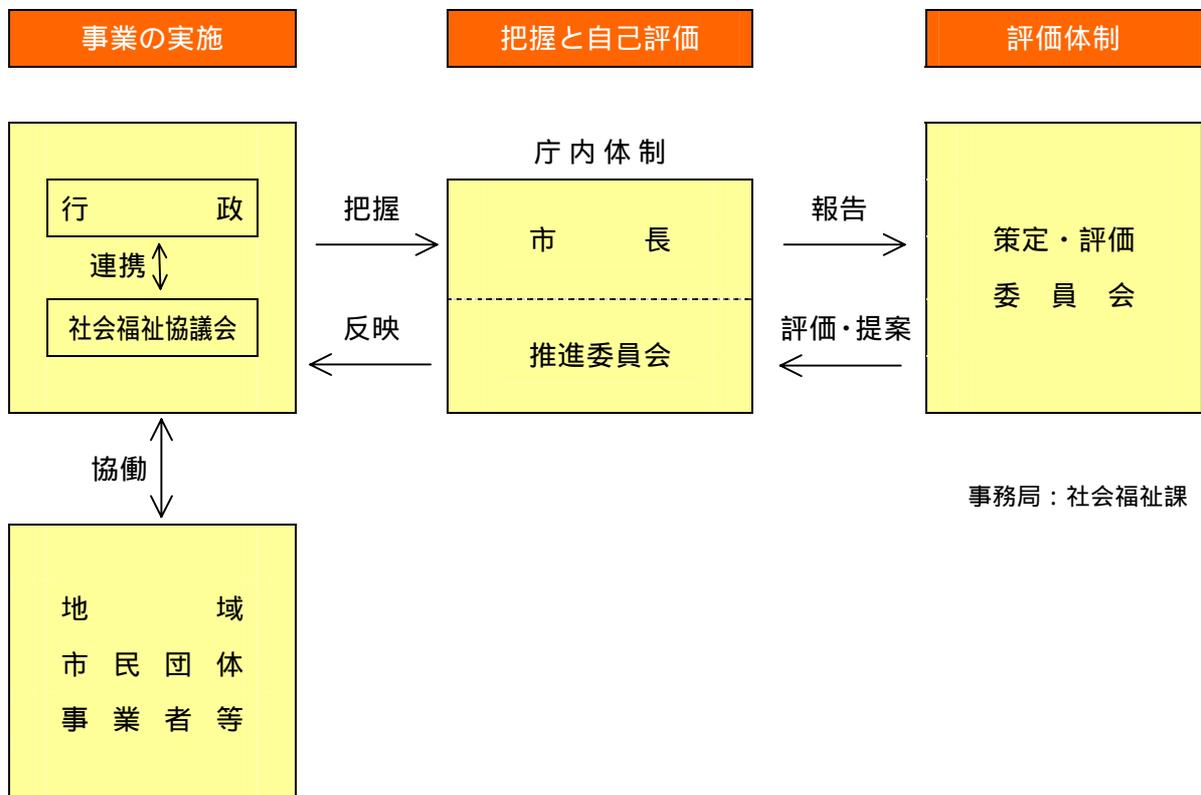
(1) 推進委員会での調整

本計画の行政における推進体制として、副市長を委員長とする「大垣市地域福祉計画推進委員会」を設置し、「大垣市第五次総合計画」のほか、関連する個別計画との整合性を図り、全庁的な連携のもと各事業が円滑に進められるよう調整を図ります。

(2) 策定・評価委員会での評価

本計画の総合的な推進を図るため、市民、事業者、専門家等を委員とする「大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」において、各事業の実施状況等を評価し、その意見等を事業計画に反映させ、適切な事業の推進に努めます。

計画の推進体制





資料編



資料 1 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会

1 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 大垣市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「大垣市地域福祉計画」という。）の策定及び実施状況について、市民、専門家等の意見を反映させることを目的として、大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市地域福祉計画案についての市長への提言に関すること。
- (2) 大垣市地域福祉計画実施状況についての市長への提言に関すること。
- (3) 前条の目的を達成するために必要な事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、5年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

資 料 編

- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉部社会福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。
(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成14年11月1日制定)
 - (2) 大垣市地域福祉計画策定委員会市民部会設置要綱(平成14年11月1日制定)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年7月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験のある者	◎ 池永 輝之	岐阜経済大学名誉教授
	山田 武司	岐阜経済大学教授
社会福祉を目的とする 事業を営業者	五十嵐 和夫	在宅介護支援センター静風所長
	浅野 多恵子	大垣民間保育園連合会会長
	○ 村田 務	特別養護老人ホーム友和苑施設長
	和田 育穂	大垣市医師会理事
社会福祉に関する 活動を行う者	牧野 英紀	大垣市PTA連合会会長
	○ 岡本 敏美	大垣市障害者団体連絡協議会会長
	○ 國枝 義見	大垣市連合自治会連絡協議会会長
	臼井 憲治	NPO法人配食サービスなでしこ理事
	山岡 泰利	大垣市社会福祉協議会会長
	田神 聰志	岐阜経済大学マイスター倶楽部代表
	山田 明子	大垣市連合婦人会評議員
	富田 重幸	大垣市老人クラブ連合会会長 (～H25.10.25)
	早野 正雄	〃 (H25.11.15～)
	高橋 和子	大垣市民生・児童委員協議会代表
	松永 大介	大垣市青年のつどい協議会会長
	森 淳子	人権擁護委員代表
	安田 典子	NPO法人くすくす理事長
その他市長が必要と 認める者	林 文雄	岐阜県西濃保健所健康増進課長
	成瀬 重雄	大垣商工会議所専務理事
	江森 満壽子	市民委員
	高田 美穂	市民委員
	西田 松代	市民委員
	平田 利男	市民委員

◎：委員長

○：副委員長

資料 2 大垣市地域福祉計画推進委員会

1 大垣市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大垣市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及びその推進をするため、大垣市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進における関係部課の総合調整に関すること。
- (3) その他推進委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、推進委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、福祉部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会を補助し、具体的な検討を行うため、大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める職にある者及び幹事長の指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、社会福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進委員会に、大垣市地域福祉計画推進委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、前条第2項に掲げる幹事の所属する課等の者で、当該所属長に推薦された者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、調査及び研究を行い推進委員会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 推進委員会、幹事会及びワーキンググループの事務局は、福祉部社会福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 大垣市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

推進委員会	推進委員会幹事会	
副市長（委員長） 教育長 技監 企画部長 総務部長 かがやきライフ推進部長 上石津地域事務所長 墨俣地域事務所長 生活環境部長 福祉部長 子育て支援部長 経済部長 建設部長 水道部長 都市計画部長 教育委員会事務局長 市民病院事務局長 議会事務局長 消防長	秘書広報課長 人事課長 政策調整課長 情報企画課長 財務課長 まちづくり推進課長 市民活動推進課長 環境衛生課長 生活安全課長 社会福祉課長(幹事長) 人権擁護推進室長 高齢介護課長 窓口サービス課長 窓口サービス課 保険年金医療課長 保健センター所長 子育て支援課長 商工観光課長 管理課長 道路課長	水道課長 都市計画課長 都市施設課長 建築課長 住宅課長 教育委員会事務局庶務課長 学校教育課長 社会教育スポーツ課長 文化振興課長 病院事務局庶務課長 医事課長 消防本部警防課長 社会福祉協議会事務局長 社会福祉事業団事務局長 国際交流協会事務局長

資料3 大垣市第三次地域福祉計画の策定経過

年月日	件名
平成24年 6月～	地区社会福祉推進協議会との懇談会（平成25年3月まで）
8月～	市民アンケート調査の実施（平成24年9月まで） ・18歳以上の市民
12月～	関係団体などへのアンケート調査の実施（平成25年3月まで） （1）要援護者 （2）自治会長 （3）民生委員・児童委員 （4）福祉推進委員 （5）ボランティア団体 （6）福祉サービス事業者 （7）小・中学校
平成25年 10月28日	平成25年度 第1回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画の骨子案について）
10月28日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画の素案について）
11月5日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画の素案について）
11月11日	平成25年度 第2回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画の素案について）
12月13日	市議会文教厚生委員会へ計画の素案を報告
12月18日	計画の素案に係るパブリックコメントの実施（平成26年1月17日まで）
平成26年 1月27日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画案について）
1月30日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画案について）
2月13日	平成25年度 第3回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画案について）
2月13日	策定・評価委員会から市長へ計画案の提言
3月17日	市議会文教厚生委員会へ計画の最終案を報告
	計画の策定



大垣市第三次地域福祉計画 (平成26年度～平成30年度)

発行年月 平成26年3月
編集・発行 大垣市 福祉部 社会福祉課
〒503-8601
大垣市丸の内2丁目29番地



電話 (0584) 81-4111 (代表)

FAX (0584) 81-5500

E-mail syakai Fukusika@city.ogaki.lg.jp